

## ① 火災・災害対応

火災・災害発生時には危機管理マニュアルとあわせ、下記の項目を徹底し、迅速・適切な対応をおこないます。

1	火災・災害発生時は最寄りの施設が応援 (施設独自では十分な応急措置ができない場合には、米子市皆生市民プール・県立武道館に 応援要請し、応急措置などを迅速かつ円滑におこなう)
2	閉館後、開館までの間は警備会社が消防、警察に通報し、館長へ連絡
3	火災・災害発生時は県にすみやかに第1報報告、その後も必要に応じ随時報告
4	終息後、総点検をおこない、県に詳細報告
5	マスコミへの対応(窓口の一本化、適切な情報提供)

## ア 火災時の対応

火災発生時には、通報連絡・消火・避難誘導・非常放送を適切におこない、日ごろの訓練実施により万が一の場合でも対応できるようにします。

職員担当班	職員対応行動
通報連絡班	消防署・警察への通報。
消火班	事務室火災報知機盤により現場確認し、消火器と電話を持って現場へ急行。火災現場を確認、初期消火。
避難誘導・救護班	お客さまへ災害・火災状況を伝えながら、混乱が生じないように冷静に避難誘導を実施。負傷者発生の場合、適切に応急救護(人工呼吸、除細動器など)
非常放送避難誘導班	非常放送により来館者の避難誘導。
※職員の配置状況により、各班を兼ねる場合がある。	

## イ 地震・津波発生時の対応

日ごろから危険箇所や避難場所・誘導経路を把握し、地震が発生した場合にはお客さまの安全確保と避難を確実に  
おこないます。



ドア開放による避難路の確保

対 応	職員対応行動
一次対応	「緊急地震速報」「津波警報・注意報」が出たことを迅速に伝える。
	お客さまを落ちつかせ、揺れがおさまるまで待つ。動けるようであれば、ドアを開放し、避難口の確保、使用中の火を止める。
	「津波警報・注意報」が出た場合には、なるべく高い場所（産業体育館2階または屋外の高所）への避難誘導をおこなう。
二次対応	建物の外観点検をした後、細部の点検をする。
	建物、施設内に異常がなくても電気、水道の供給が停止している場合は、供用を見合わせる。

### ウ 台風・大雨洪水・大雪発生時の対応

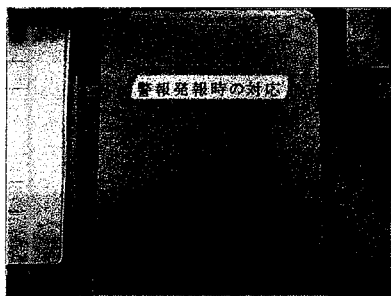
天気予報などにより情報収集をおこない、事前に養生や補強、イベント等の開催中止依頼などをします。災害発生後にはただちに復旧作業をおこない、早期利用再開を目指します。

対 応	職員対応行動
一次対応	天気予報などにより情報を入手し、植栽や工作物の養生、補強をおこなうほか、倒れる、飛ばされるなどの恐れのある物は、撤去または移動する。
	お客さまが被害にあう恐れがあるようなら、事業開催または施設供用の中止を求め、周知をする。
二次対応	適時施設内を見回り、被害の状態を十分に把握する。特にハザードマップに記載されたポイントは、重要点検箇所として注意を払う。
	故障、損傷、浸水、積雪等があれば直ちに復旧作業へと取りかかり、早期の供用開始を目指す。

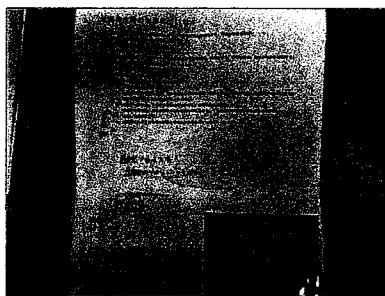
### エ 施設設備の異常・故障時(停電・漏電・断水など)の対応

施設設備の異常や故障発生時には、お客さまの利用に支障が出ないように対応をおこない、迅速な復旧に向けて処置をします。

対 応	職員対応行動
一次対応	設備の異常信号および故障時には、職員で対応可能なものについては即時対応し、復旧などの処置をおこなう。 職員で対応が不可能な場合は、業務委託している業者に復旧依頼をする。
二次対応	業務委託している技術者が緊急対応に向かい、施設内の不具合箇所を早期に掌握して一次対応とあわせ事務局に連絡する。



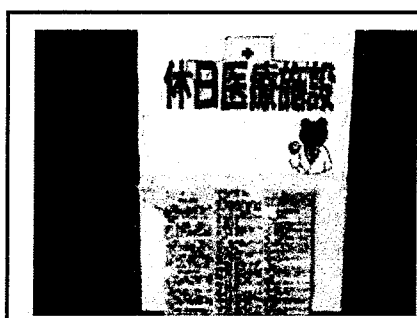
各警報、プザー発報時の異常内容がすぐにわかるよう一覧の作成



業務委託業者緊急連絡先

## ② 事件・事故時の対応

事故が発生した場合は、その状態に応じて、迅速・適切な対応をおこない、避難や救助活動ができるようにします。



- 近隣の医療機関の診療時間、休診日などの情報を把握し、館内に掲示する。
- 休日、夜間の指定救急医療機関を館内に掲示します。

### ア 不審者・不審物(爆破物)への対応

巡回・巡視の徹底、目に触れにくい危険箇所の把握による予防、緊急時の連絡体制を構築し訓練をおこなうことで緊急時に対応できるようにします。また、ボックス内の不審物の投入が発見できるよう透明回収ボックスを導入します。

対応	職員対応行動
一次対応	お客さまがその場に近づかない、触れないよう注意喚起する。
	警察へ連絡し、お客さまを館外へすぐに避難させる。
	必ず2名以上の職員で対応する。
二次対応	職員で処理が可能と判断されるものについては、お客さまを遠ざけたうえで処理をおこなう。
	施設利用の中止または部分規制を実施する。

## イ 化学兵器・生物兵器などによるテロリズムへの対応

万が一、当館でテロが発生した場合には、お客さまの安全を最優先し、迅速な避難と救助活動がおこなえるようにします。

対 応	職員対応行動
一次対応	お客さまの避難を最優先し、同時に施設の利用を中止する。
	110番、119番通報による救出・救助活動を依頼する。
	県および体育協会事務局へ緊急連絡と情報提供をする。
	関係機関などから情報収集し、指示にしたがって行動する。
二次対応	救助活動の支援、職員避難（二次被害の防止）も同時に実施する。
	一次対応とあわせ県・事務局へ報告する。
	ヤジ馬などの対応をする。

## ウ 大陸間弾道ミサイル発射への対応

平成 30 年 3 月に策定された「鳥取県弾道ミサイル災害への初動対応マニュアル」および当館の危機管理マニュアルにのっとり対応します。

対 応	職員対応行動
一次対応	J-アラートなどによる警報が発信されたら、お客さまに窓やガラスから離れ、窓のない部屋などに避難するように放送などで呼びかける。
	館外にいるお客さまなどには館内に避難するよう呼びかける。
	県や市の指示があれば、それにしたがって行動する。
二次対応	安全が確認されるまで館内で待機する。
	情報収集をおこない動向を観察する。

### ③ 災害時の施設使用

地震などの災害や武力攻撃事態などが起こった場合には、指定管理者として米子産業体育館の使用について県の指示にしたがい、つぎのいずれかに該当する場合は、すみやかに閉館などの対応をおこないます。

#### ●災害時の施設使用

(1) 次のいずれかに該当する場合には、指定管理者は、米子産業体育館の使用について県の指示に従わなければならない。

ア 地震等の災害又は武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等（以下「武力攻撃事態等」という。）、感染症のまん延その他これらに類する状況への対処に当たり、米子産業体育館を閉館し、又は住民の避難、救援若しくは災害対応のために、広域応援活動拠点として使用する必要があると県が認めるとき。

イ 米子産業体育館について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第148条の規定により県が避難施設として指定をしようとするとき。

ウ 米子産業体育館について、米子市から、米子市地域防災計画に基づく住民の避難のための立退き先又は救援又は災害対応に要する広域より米子市から、避難、救援又は災害対応に要する広域応援活動拠点としての指定に係る同意の申し出があったとき。

(2) (1)の県の指示に従う場合において、管理費の取扱いその他必要な事項については、県及び指定管理者が協議の上、決定する。

(3) 地震等の災害に関する警戒情報、武力攻撃事態等に関する警報等が発せられた場合等において、県民の安全の確保のために米子産業体育館を閉館する必要があると県が認めるときは、速やかに当該施設を閉館すること。

### ④ 心肺蘇生法・応急手当の実施と対応

#### ア 産業体育館内および敷地内での事故などに対する応急手当

館内での怪我の多くは、捻挫・打撲・肉離れ等が多く、救急隊員が到着するまで職員により（RICE処置）を施せるようにします。

RICE処置	
Rest（安静）	スポーツ活動の停止
Ice（アイシング）	患部の冷却
Compression（圧迫）	患部の圧迫
Elevation（挙上）	患部の挙上

## イ 事故者の救護

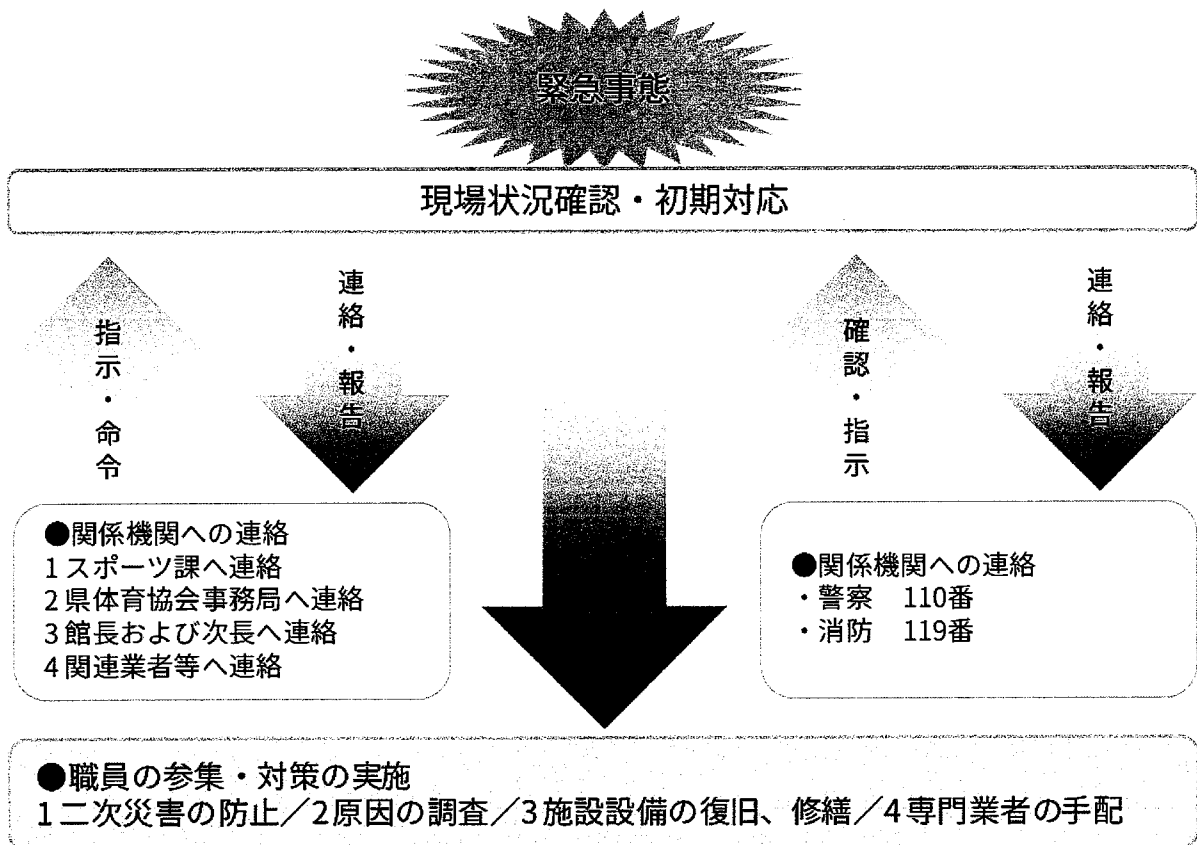
事故発生のお知らせを受けた場合、すぐに現地へ急行し、被害者の救護にあたるとともに救急車の要請をおこなうなど、被害者の救護を最優先に対応します。

また、状況に応じて警察への連絡をおこないます。

個人情報保護の観点から、状況に応じて消防署をつうじ、搬送先の病院名と被害者の名前を確認するなどの対応をとります。

## ウ 迅速な対応と事故報告

被害者の救護を迅速に指示するとともに、館長への事故発生の一報および処理後の報告をおこない、状況に応じて館長から対応方法の指示を受け、迅速・適切な対応をします。



## エ 二重事故防止措置

事故発生現場においては、度重なる事故が発生しないように、施設の立ち入り禁止、入場制限などの対応をおこない、再発防止措置を講じます。

## オ 事故の再発防止

事故が発生した場合、迅速に事故状況を把握し、記録をとるとともに、事故原因を明確にします。また、必要に応じて施設の緊急総点検を実施し、再発防止に取り組みます。

- ・事故発生現場においては、再発防止処置等、お客さまの安全が確実に確保されるまでは、施設利用の一部制限、制限、施設利用の中止の判断も含め、適切な対応をおこないます

## ⑤ J-ALERTシステムを活用した緊急体制

全国瞬時警報システム、通称：J-ALERT（J アラート：ジェイアラート）は、通信衛星と市町村の同報系防災行政無線や有線放送電話を利用し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステムです。

対処に時間的余裕がない大規模な自然災害や弾道ミサイル攻撃等についての情報を、「国から住民まで直接瞬時に」伝達することができる J-ALERT の最大の特長をいかし、緊急情報を受信した場合は、すみやかにお客様の安全を確保し、最善の対応をとります。

また、国や県がおこなう情報伝達訓練などに積極的に参加し、即応体制をととのえます。緊急時に情報伝達が確実におこなわれるよう、毎日の日常点検をおこないます。

伝達される緊急情報（2016年10月現在）

- 地震情報（6種類）
- 津波情報（3種類）
- 火山情報（3種類）
- 気象情報（7種類）
- 有事関連情報（5種類）

**弾道ミサイル落下時の行動について**

弾道ミサイルは、発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性もあります。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、国からの緊急情報を瞬時に伝える「Jアラート」を活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急通報メール等により緊急情報をお知らせします。

**①速やかな避難行動**  
**②正確かつ迅速な情報収集**

行政からの指示に従って、落ち着いて行動してください。

**国民保護ポータルサイト**  
武力攻撃やテロなどから身を守るために  
事前に確認しておきましょう。  
<http://www.kantei.go.jp/syokuhou/syokuhou.html>

ミサイル落下時は、こちらから最新の対応状況をご案内いたします

首相官邸 ホームページ [www.kantei.go.jp](http://www.kantei.go.jp) Twitterアカウント @Kantei\_Saigai

**Jアラート**（例：直ちに避難、直ちに避難、直ちに防災無線や地下に避難してください。ミサイルが落下する可能性があります。直ちに避難してください。）

メッセージが流れたら  
**落ち着いて、直ちに行動してください。**

- 屋外にいる場合  
できる限り頑丈な建物や地下に避難する。  
地下：地下街や地下鉄などの地下施設
- 建物がない場合  
物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
- 屋内にいる場合  
窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

**近くにミサイルが落下したとき**

- 屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い室内または風上へ避難する。
- 屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目蓋をし、室内を密閉する。

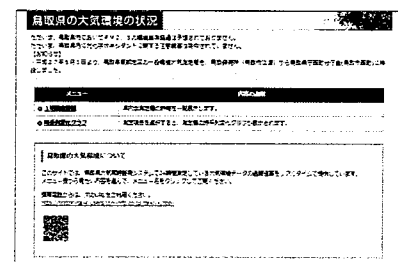
（内閣官房国民保護ポータルサイトより）

◆鳥取県や事務局、警察などと連絡をとり、迅速に対応します。

◆お客さまや近隣住民の安全を第一とし、最善の処置をします。

## ⑥ PM2.5,黄砂への対応

毎日 PM2.5 の測定値を館内に掲示し、高濃度となった場合には来館者に注意喚起をします。また、大気中の微小粒子状物質濃度が、国が示した注意喚起のための暫定指針値を超過した場合などに、県民の健康被害を未然に防止するため、警戒情報などを発信し、注意喚起をおこないます。



鳥取県生活環境部水・大気環境課 HP

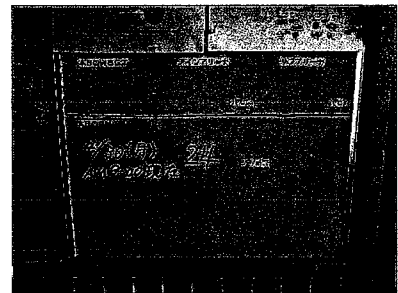
## ア 報発信機関

◆鳥取県生活環境部水・大気環境課  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/209817.htm>

◆鳥取県生活環境部衛生環境研究所（鳥取県の大気環境状況）  
<http://tottori-taiki.users.tori-info.co.jp/taiki/k/top/>

## イ 注意喚起の基準

毎朝 PM2.5 の測定値を館内に掲示し、情報を提供します。



## ●午前中の早めの時間帯の判断

午前5時から7時までの1時間値の平均値の県内最大値から予想した当日の日平均値が国暫定指針値を超過すると予想される場合などに、県内全域を対象範囲として注意喚起をおこなう。なお、注意喚起実施後に濃度が低下した場合においても、注意喚起の解除情報は発信しない。

区分	内容	判断基準（午前5時から7時までの1時間値の平均値の県内最大値）
1 情報提供	環境基準超過を予想	32超
2 注意情報	国暫定指針値に近い値を予想	70超
3 警戒情報	国暫定指針値を超過する予想	85超

単位：マイクログラム／立方メートル  
 環境基準：人の健康の適切な保護を図るために維持されることが望ましい水準  
 国暫定指針値：健康影響が出現する可能性が高くなると予測される暫定的な水準

## ●午後からの活動に備えた判断

午前5時から12時までの1時間値の平均値の県内最大値から予想した当日の日平均値が国暫定指針値を超過すると予想される場合などに、県内全域を対象範囲として注意喚起をおこなう。なお、注意喚起実施後に濃度が低下した場合においても、注意喚起の解除情報は発信しない。

区分	内容	判断基準（午前5時から12時までの1時間値の平均値の県内最大値）
1 注意情報	国暫定指針値に近い値を予想	70超
2 警戒情報	国暫定指針値を超過する予想	80超

単位：マイクログラム／立方メートル



## ⑦ 差別落書きの対応

人権尊重の理念に立って、「鳥取県人権施策基本方針―第3次改訂―」（平成28年9月）により人権への理解を深め、鳥取県が定めた「差別落書き未然防止指針」、「差別落書き対応要領」および本会の「差別落書き対応マニュアル」にそって対応します。

これらの対応により、差別落書きの未然防止と適切な対応により、人権が尊重される社会づくりをめざします。



鳥取県差別落書き禁止啓発ステッカー

## ●差別落書きへの対応例

鳥取県人権施策基本方針の理解	人権啓発研修参加による人権教育推進
差別落書き禁止の啓発	差別落書き対応要領の理解
差別落書き未然防止指針の理解	差別落書きを起こさせない施設管理
差別落書き対応マニュアルの整備	

## ⑧ 新型インフルエンザ等が発生した場合における対応

マニュアルに基づき、新型インフルエンザ等対策を迅速かつ的確に実施することにより、感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護するとともに、県民生活及び県民経済に及ぼす影響を最小限にとどめることにつとめます。

鳥取県の新型インフルエンザ等対策行動計画（推計）		
	鳥取県	参考（全国）
罹患者数	約152,500人	約3,200万人
医療機関受診患者数	約62,000人～119,200人	約1,300万人～2,500万人
入院患者数 （1日最大入院患者数）	約3,230人～12,200人 （480人以上）	約53万人～200万人 （10.1万人以上）
死亡者数	約810人～3,050人	約17万人～64万人

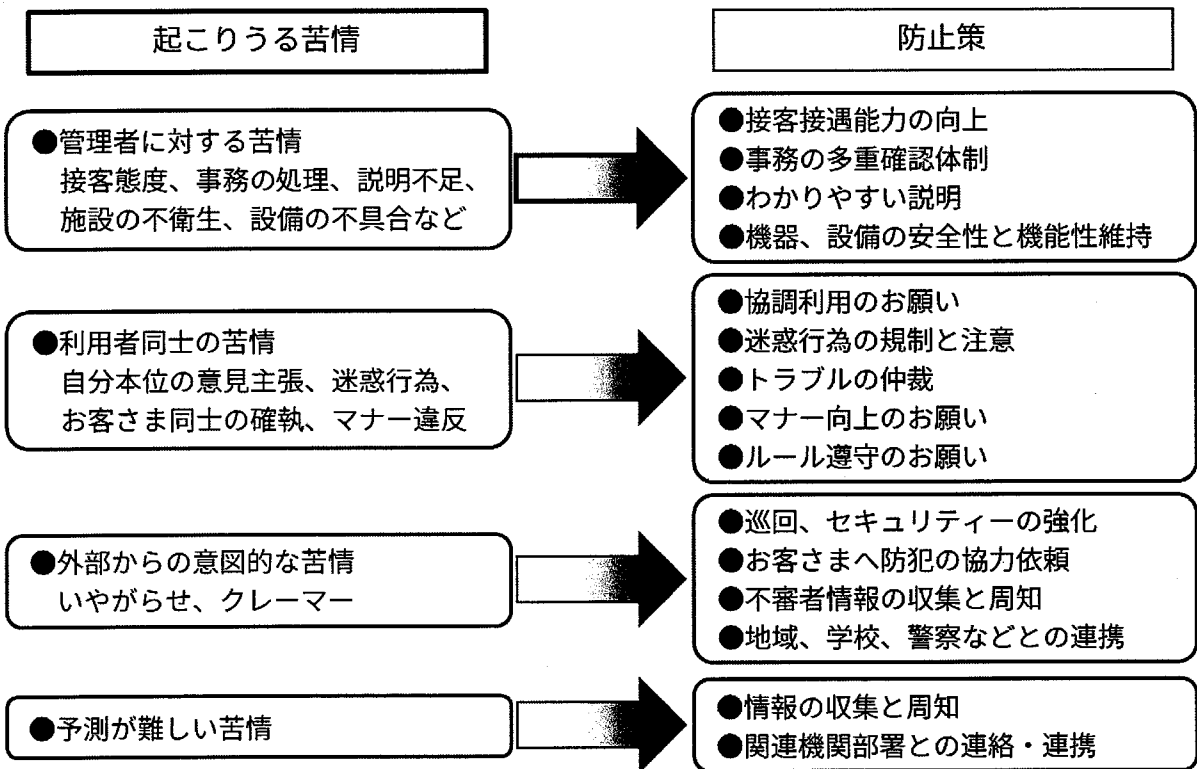
（鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画より）

## 感染症防止に対する対応

情報を集める	県と情報共有	県の方針を示す	行動計画を作成	お客さまを守る
手洗いを習慣化	職員を守る	感染防護用具準備	温湿度計設置	家族をサポート
仕事を家でおこなう	人との接触を減らす	人が触れる所を消毒	マスクの着用	消毒用アルコールを常備
電話・通信機器の活用	安全衛生委員会の設置	塩素系消毒液を常備	吐しゃ物の感染予防	

### (3) 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

苦情の多くは日ごろからの注意やお客さまとのコミュニケーションによって防ぐことができると考えられます。特に、わたしたち管理者の怠慢など不誠実と指摘される苦情は、起こしてはならないことで、マニュアルの作成や研修の強化で防止します。



#### ① 苦情、トラブルの未然防止策

安全・安心および快適な空間の維持向上のため、トラブル・苦情への迅速な対応と“クレームゼロ”に向けた組織的な対策を講じ、運営経験や知識の構築によってあらゆる場面に対応できる体制をづくりに取り組んでいきます。

好事例を水平展開することによる「未然防止」、同様のケースが起っていないか確認する「事案の検証」、トラブルの真の原因を追求し対策を講じる「再発防止」というトラブル発生時から解決までのプロセスを明確化することで、職員の適切な対応を徹底させます。

職員に様々な事情に併せた人権問題の専門研修をおこない、公正や平等性の確保に取り組んでいきます。

お客さまのためにできること				
いつも笑顔で対応	清潔な身だしなみ	明朗で活発な挨拶	コミュニケーション	意見をとり入れる
専門的技術の研鑽	設備・備品点検	安全安心な施設提供	苦情の共有	巡回の徹底
丁寧な言葉使い	お客さま目線	専門知識の研鑽	迅速な対応	危険箇所の改善

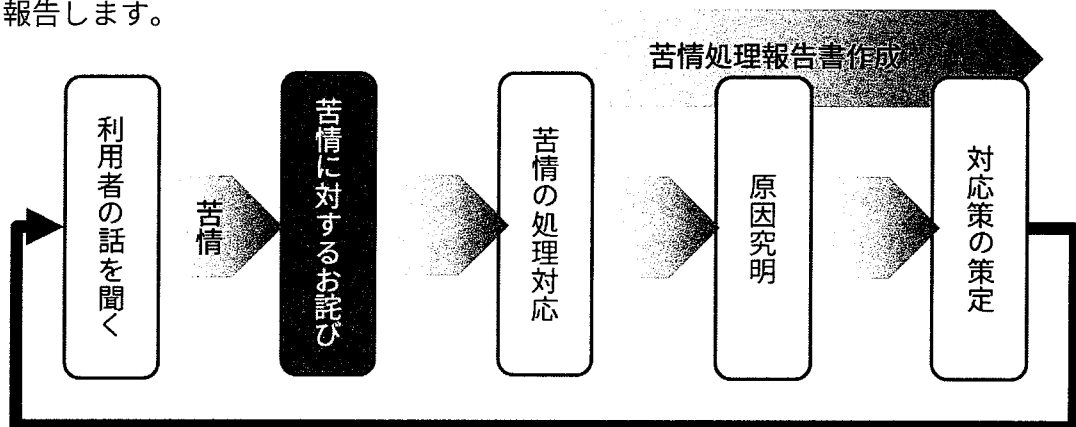
## ② 苦情、トラブルに対する対処法

お客さまから、苦情やトラブルの報告があった場合は適切に対処し、同様の事例が起きないように再発防止策を立て、職員の接客研修などを徹底します。

対処法				
同種苦情の未然防止	具体的な状況確認	言い訳をしない	原因究明	迅速な処理
冷静に対応	処理の見通しを説明	必要に応じ県と協議	他施設のトラブルを参考	苦情をいただいた方への連絡
内容・処理結果の掲示	苦情処理報告書の作成			

## ③ 苦情処理報告書の作成の流れ

苦情やトラブルがあった場合は、すみやかに苦情処理報告書を作成し、県および本会事務局に報告します。



## 6 個人情報保護等への対応

本県の個人情報保護方針にのっとり、①個人情報収集や利用及び提供②個人情報へのリスク予防ならびに是正③個人情報に関する法令およびその他の規範の遵守④個人情報のルールの実施などとその継続的改善などの保護方針を定め、厳正な管理と適切な取扱いに取り組んでいきます。

### (1) 個人情報の保護への対応

本会は、鳥取県個人情報保護条例（平成 11 年鳥取県条例第 3 号）第 11 条第 4 項で準用する同条第 1 項から第 3 項までの規定を遵守します。さらに、鳥取県に準じた個人情報保護規程に沿って、個人情報の取得管理について具体的に定めるとともに、定期的なチェック体制を整えています。

#### ① 個人情報保護方針

当館において別段の定めをしている場合をのぞき、管理運営上取り扱うお客さま、取引業者などの特定の個人を識別できる情報（以下「個人情報」という）の収集、利用および管理について、「鳥取県個人情報保護条例」にもとづき適切に取り扱います。

また、「組織的対策」「人的な対策」「技術的な対策」「物理的な対策」によりお客さまの大切な個人情報を厳正に管理します。

個人情報保護方針	
組織的管理	技術的管理
安全管理運営に関する組織体制の整備	アクセス者の識別と認証
データの取り扱い規定等の整備と運用	アクセス制御と権限管理
データの取り扱い状況を確認する手段の整備	外部からの不正アクセス等の防止
情報漏えい等に対する事故・違反への対処	不正ソフトウェア対策
取り扱い状況の把握と安全管理措置の評価・改善	データ送信・移送時のセキュリティ対策
人的管理	物理的管理
雇用・契約時の守秘義務契約の締結	入退館および入室管理
全職員への情報共有および周知	機器・電子媒体等の盗難防止
モラル向上施策（採用・教育・訓練など）	機器・装置などによる保護
	個人情報の削除、機器・電子媒体等の廃棄

## ② 個人情報管理体制

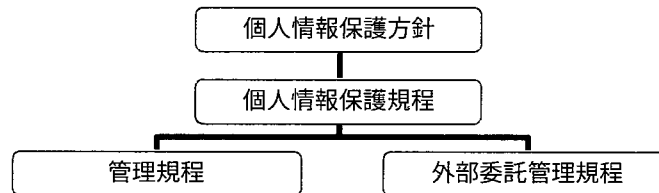
当館の管理運営において、個人情報保護に関する自主点検や常勤職員をはじめ、嘱託職員、非常勤職員を含む全職員を対象とした研修を実施します。また、マイナンバーについては、特定個人情報事務取扱担当者（作業責任者）を配置し、担当者のみ限定して取り扱います。



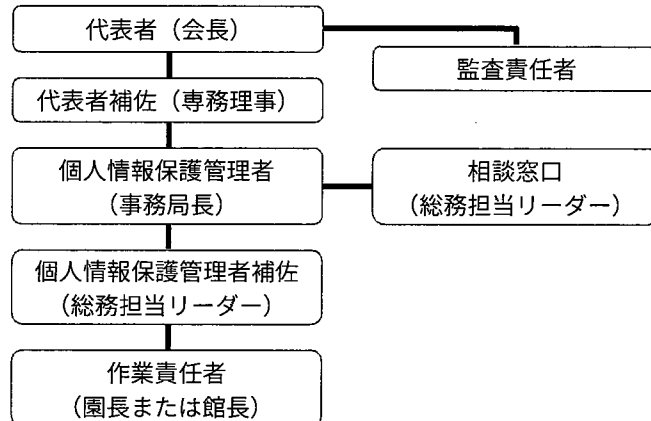
職員研修の実施

### ●公益財団法人鳥取県体育協会個人情報保護プログラム

#### ○諸規程



#### ○責任体制 (規定にそった責任体制図)



## ③ 個人情報保護を推進する具体的な取り組み

当館では、個人情報保護に関する各種規定を遵守するほか、職員への研修や内部監査などによる情報の適正管理や情報漏えい防止策を徹底し、個人情報保護方針の館内掲示や各種案内、HP などへ記載することにより県民へ広く周知します。

### ●主な実施内容

- 1 年1回以上の内部監査、年1回の全職員研修および理解度テストの実施など
- 2 施錠可能な保管庫による盗難防止と入退館チェック表や警備委託による不正侵入と漏えい防止など
- 3 シュレッダーによる廃棄、データの適正、確実な削除など

#### ④ 情報管理システムの体制

施設内の情報管理として、サーバーの一元化や通信の暗号化、セキュリティソフトの定期更新の義務化、パスワード設定など、あらゆる事態を想定した予見回避体制をとります。

万が一 PC が盗難の場合、PC データの外部出力制限・管理やパスワードの認証設定をおこない、PC の起動ができないような管理に取り組んでいきます。

## (2) 情報の公開への対応

本会は、情報公開請求に関する対応は、鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号。以下「情報公開条例」という。）の規定を遵守し、米子産業体育館の管理に関して保有する情報の公開に関する事務を適切におこないます。

また、情報公開条例に準じた情報公開規程に沿って（平成 12 年 9 月）、保有する情報の公開に関して必要な事項を定め、積極的に情報を公開します。

### ① 情報公開の取り組み方針

本会は、鳥取県立施設の管理運営代行者として、県民本位の開かれた県政実現のため、各種法令を遵守した適切な情報公開が必要だと考えていることから、鳥取県が示した規程に準拠した独自の情報公開規程に沿って（平成 12 年 9 月）、保有する情報の公開に関して必要な事項を定め、積極的に情報を公開します。

指定管理者として従事する者が職務上作成し、または取得した文書などについては、公文書として公開するものと、協会情報として非公開にするものとは明確に分けた対応をおこないます。

### ② 情報公開をおこなうための措置

情報公開条例および体育協会情報公開規程にしたがった対応を遵守し、「公開の可否」「公開にかかる文書」「公開の日時と場所」「公開方法」などを決定します。また、情報公開に関する職員研修も実施します。

情報公開のための措置	情報の開示請求については、「情報公開条例」および「公益財団法人鳥取県体育協会情報公開規程」にしたがった対応をします。
	県民の公文書の開示を請求する権利を十分に尊重するとともに、個人情報のみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をし、手続きを進めます。
	利用サービスの向上と安心のために、積極的に情報発信、情報の公開をおこないます。 また、問い合わせに応じてだけでなく、県民のみなさまの「利用サービスの向上」「安心」の観点から、指定管理者の裁量で公開しても支障のない内容は、日ごろから積極的にホームページなどにより情報提供を実施します。

鳥取県庁 文書開示申請書

申請者氏名  
〒 市 町 丁目 番 号  
電話番号

請求する文書の種類  
請求する文書の範囲  
請求する文書の件名

文書開示の範囲	文書開示の件名
全部開示	
一部開示	
不開示	

文書開示申出書

鳥取県庁 文書開示決定通知書

請求者氏名  
〒 市 町 丁目 番 号  
電話番号

文書開示の範囲	文書開示の件名	決定の日	決定の理由
全部開示			
一部開示			
不開示			

文書開示決定通知書

### ③ 管理運営の透明性

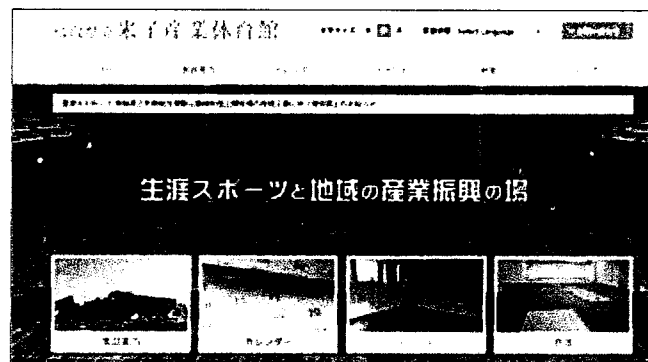
指定管理者として、県民の『知る権利』を尊重し、情報公開条例にのっとり適正な対応に取り組んでいきます。

指定管理者の運営方針および年次事業計画、事業報告に関しては、情報の公開に関する条例の趣旨にのっとり、積極的な情報提供につとめ、運営の透明性を高めます。

情報公開請求者から苦情の申し立てがあった場合、速やかに鳥取県と協議のうえ、公開の可否などの決定に対して速やかな対応に取り組んでいきます。

### ④ 効果的な広報活動

効果的な広報をおこなっていくために、わたしたちは常に県民の目線でわかりやすく、魅力的な広報活動をおこなっていきます。



ユニバーサル対応、多言語化、カラーデザインなど

● 県内・県外に発信 オリジナルHP・SNS マスメディア	→	体育協会HPや他の関連施設HP等とリンク 新聞、テレビ、雑誌等へ投げかけ
● 地域に対して発信 チラシ配布	→	スポーツ教室、イベントなどの情報を保育園、幼稚園や学校、地域公民館などに配布
● 産業体育館利用のお客さまに発信 ポスター・チラシ 館内情報コーナー	→	子どもから高齢者まで見てわかる情報

広報媒体	内容	発行頻度	備考
インターネット	SNSの活用・施設情報・イベント情報	随時更新	ウェブアクセシビリティに対応
チラシ	スポーツ教室案内	年1回以上	米子市・日吉津村の小中学校等へ配布
地方情報誌	イベント情報	その都度	西部地区
地方紙	スポーツ教室案内	その都度	県内全域
ポスター・パンフレット	施設情報・イベント情報	その都度	西部地区
館内情報コーナー	教室募集・イベント募集・お知らせ等	その都度	館内

### ⑤ 情報格差への対応

当館から発信する情報を全ての方が等しくキャッチできるように、掲載する内容や文字の大きさ、言葉づかい等に関し、子ども・高齢者・障がい者等も含め、誰もが理解しやすい内容・表現を徹底し、情報弱者との間に生ずる、知識・機会・貧富などの格差が生じないように取り組みます。

男性 20 人に 1 人が色弱者と言われていることや、高齢者などの視力低下の方への配慮が必要となります。「色のバリアフリー」やユニバーサルデザイン (UD) の視点にもとづいた「UD フォント」を積極的に活用し、すべての人にやさしい情報提供をおこないます。



### (3) マイナンバーへの対応

平成27年10月から、住民票を有するすべての人に1人1つのマイナンバー（個人番号）が通知されています。当館では館長をマイナンバーの責任者とし、個人情報保護のため、情報の流失がないように厳重に管理をしていきます。

#### マイナンバー制度3つの目的

- ① 公平・公正な社会の実現（給付金などの不正受給の防止）
- ② 国民の利便性の向上（面倒な行政手続きが簡単に）
- ③ 行政の効率化（手続きをむだなく正確に）

#### ●個人番号取得から廃棄までのプロセスにおける法令の適用

区分	個人情報保護法	番号法該当条文
取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用目的の特定（第15条）</li> <li>・適正な取得（第17条第1項）</li> <li>※要配慮個人情報の取得（第17条第2項）は、番号法により適用除外</li> <li>・利用目的の通知等（第18条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号の提供の要求（第14条）</li> <li>・個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限（第15条、第19条、第30条第3項）</li> <li>・収集・保管制限（第20条）</li> <li>・本人確認（第16条）</li> </ul>
安全管理措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全管理措置（第20条）</li> <li>・従業者の監督（第21条）</li> <li>・委託先の監督（第22条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託の取扱い（第10条、第11条）</li> <li>・安全管理措置（第12条）</li> </ul>
保管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正確性の確保等（第19条）</li> <li>・保有個人データに関する事項の公表等（第27条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収集・保管制限（第20条）</li> </ul>
利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用目的による制限（第16条）</li> <li>※番号法による読替および適用除外あり</li> <li>・利用目的の通知等（第18条第3項）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号の利用制限（第9条、第30条第3項）</li> <li>・特定個人情報ファイルの作成の制限（第29条）</li> </ul>
提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者提供の制限等（第23条～第26条）</li> <li>※番号法により適用除外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限（第15条、第19条、第30条第3項）</li> </ul>
開示 訂正 利用停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開示、訂正等、利用停止等（第28条～第34条）</li> <li>※利用停止等（第30条）は、番号法による読替あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者提供の停止に関する取扱い（第30条第3項）</li> </ul>
廃棄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正確性の確保等（第19条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集・保管制限（第20条）</li> </ul>

※特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）

平成26年12月11日（平成29年5月30日最終改正）より

## 7 スポーツの普及振興

スポーツの普及振興をはかるため、鳥取県将来ビジョンに掲げた「みんなで創ろう『活力あんしん鳥取県』や「すべての県民が豊かなスポーツ文化を享受できる鳥取県」などのスローガンを踏まえ、さまざまな年代の人々が年齢や性別、障がいなどを問わずスポーツ活動に参加できる環境づくりに取り組んでいきます。

### (1) スポーツの普及振興の考え方

スポーツの普及振興においては、スポーツ基本法の理念にのっとり「スポーツは、世界共通の人類文化であり、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人々の権利である」を実施するため、誰もが生涯を通じて、いつでも、どこでも、だれとでも気軽にスポーツに親しみ、楽しめる生涯スポーツ社会の実現を目指します。

#### ① スポーツ教室の実施

ライフステージに応じた運動スポーツ活動を推進するために、子どもから大人、障がいの有無に関係なく参加できる教室を職員の専門性を生かして取り組みます。

#### ② 全国大会等の誘致

県民が生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境整備のため、「みる人」に着目し、関係団体とBリーグやS/Jリーグ等を観戦する機会の誘致に取り組みます。

#### ③ 誰もが取り組みやすいスポーツ機会の充実

障がい者や高齢者が気軽に楽しめるようスポーツの機会を提供するため、誰もが参加できるスポーツイベント、各種大会や講習会の開催の支援活動の一環として職員を派遣します。

#### ④ トップアスリートの招へい

2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、参加者自らがトップアスリートを目指す「きっかけ」作りのため、関係団体と連携し著名なトップアスリートと交流するイベント開催や合宿地誘致に取り組みます。

#### ⑤ 競技団体がおこなう強化合宿等支援

競技団体や県内外から合宿に来る学生等の活動を支援します。

## ⑥ 出張指導

地域のスポーツの普及・振興のため指導員を学校や公民館などに派遣し出張指導します。

## ⑦ 鳥取県や関係団体との連携

県のスポーツ推進計画はもとより、その他の各種関連計画を理解し積極的に協力します。

## ⑧ 地域や親子の交流促進

県民が生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境整備

- ① 誰もが気軽に参加し、楽しく交流できる事業の実施
- ② 親子で参加しやすいイベントの実施
- ③ 「支える（育てる）人」に着目し指導者やスポーツボランティアの活用

## (2) スポーツの普及振興に係る事業

## ① 職員の専門性を活かしたスポーツ教室を実施します

- ・ライフステージに応じたスポーツプログラムを日本スポーツ協会公認スポーツ指導員などの資格を持った職員により開催します。
- ・多様なニーズに応えるため、定期的な利用者アンケート調査に基づいた教室を実施します。

ライフステージに応じた運動・スポーツ機 会の提供	●幼児期における運動・スポーツの基礎作 りのための運動・スポーツ教室を開催しま す。
	●児童生徒における運動・スポーツの基礎 作りのための運動・スポーツ教室を開催し ます。
	●成年期からの運動・スポーツ活動の充実 のための運動・スポーツ教室を開催します。
	●障がいのある子どもに対する運動機会の 提供のための運動教室を開催します。

## 平成 29 年度「教室参加者」アンケート結果の一部(再掲)

## ・感想

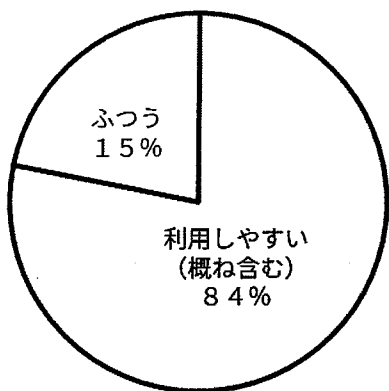
- ・初歩から教えてもらえるので良い。
- ・基本からの指導をしていただき感謝しています。練習と試合がとっても楽しいです。
- ・逆上がりができるようになりました。ありがとうございます。



- ・もともと上達したいのですが体が指導通りなかなか動きませんが日々努力しますので今の指導をずっとずっと続けてください。

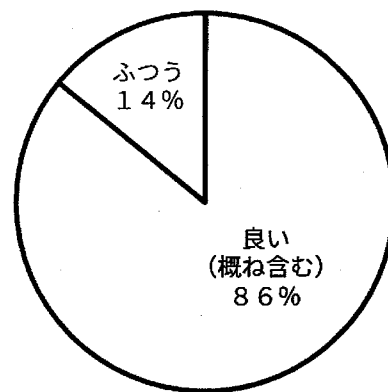
半数以上の方から利用しやすいという声をいただいています。

利用の感想



※少し利用しにくい、利用しにくいとも0%

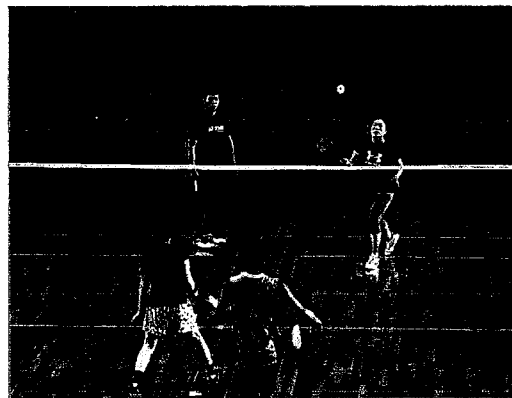
職員の応接



※少し悪い、悪いとも0%



初歩から丁寧な指導



練習試合の様子



基本的な動作の指導



逆上りの様子

## ・各施設を利用した自主事業・一般開放・専用利用（平成30年6月）


## 【事業概要】

曜日	メインアリーナ	サブアリーナ	中会議室	小会議室	フィットネスルーム
月	バドミントン教室 卓球教室 平均利用人数 17人	サッカー教室 フットサル教室 平均利用人数 36人	体操教室 平均利用人数 12人	一般開放 平均利用人数 3人	一般開放 平均利用人数 58人
	専用利用 平均利用人数 328人	専用利用 平均利用人数 18人	一般開放 平均利用人数 13人		
火	専用利用 平均利用人数 135人	バウンドテニス教室 平均利用人数 10人	器械体操教室 メタボ撲滅教室 平均利用人数 11人	一般開放 平均利用人数 16人	一般開放 平均利用人数 58人
		専用利用 平均利用人数 93人	一般開放 平均利用人数 5人		
水	新体操教室 平均利用人数 27人	サッカー教室 平均利用人数 25人	一般開放 平均利用人数 10人	一般開放 平均利用人数 18人	一般開放 平均利用人数 65人
	専用利用 平均利用人数 72人	専用利用 平均利用人数 16人			
木	バドミントン教室 卓球教室 平均利用人数 19人	女子サッカー教室 平均利用人数 7人	体操教室 平均利用人数 15人	一般開放 平均利用人数 30人	一般開放 平均利用人数 57人
	専用利用 平均利用人数 286人	専用利用 平均利用人数 20人	一般開放 平均利用人数 2人		
金	大会 もしくは一般開放 平均利用人数 265人	バウンドテニス教室 平均利用人数 7人	器械体操教室 平均利用人数 6人	一般開放 平均利用人数 12人	一般開放 平均利用人数 60人
		専用利用 平均利用人数 20人	一般開放 平均利用人数 32人		
土	大会 もしくは一般開放 平均利用人数 619人				一般開放 平均利用人数 51人
日	大会 もしくは一般開放 平均利用人数 567人				一般開放 平均利用人数 37人



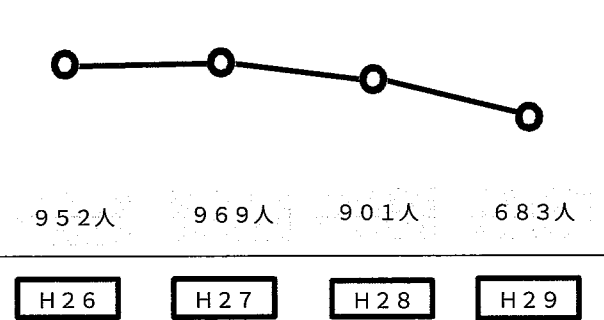
・幼児期・児童生徒における運動・スポーツの基礎作りのための教室の実施

体操・体育（木曜クラス）



1000

500



952人	969人	901人	683人
H26	H27	H28	H29

【開催日】木曜日

【料金】月額3,500円

【対象・時間・（定員）】

年長 15:40~16:40 (8名)

低学年 16:50~17:50 (15名)

高学年 18:00~19:00 (15名)

基本的な移動運動、操作運動、平衡技能を楽しみながら自然と身につけていくことを目的とします。


～現状の分析～

どの年度も安定した参加人数を確保できている。様々なことに挑戦したいという参加者が多い。

～第4期指定管理期間の展望～

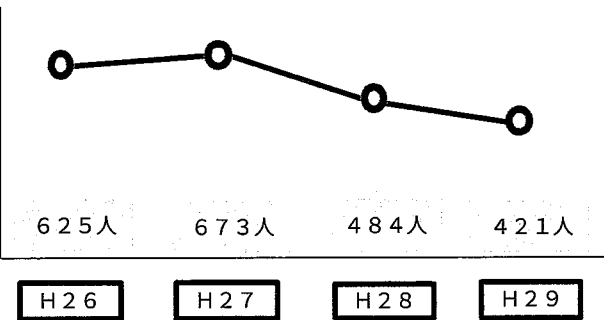
子どもの成長段階に合った指導を継続します。できることや得意な運動分野を伸ばしつつ、苦手を克服できるよう指導していきます。

体操・体育（月曜クラス）



700

350



625人	673人	484人	421人
H26	H27	H28	H29

【開催日】月曜日

【料金】月額3,500円

【対象・時間・（定員）】

低学年 16:50~17:50 (15名)

高学年 18:00~19:00 (15名)

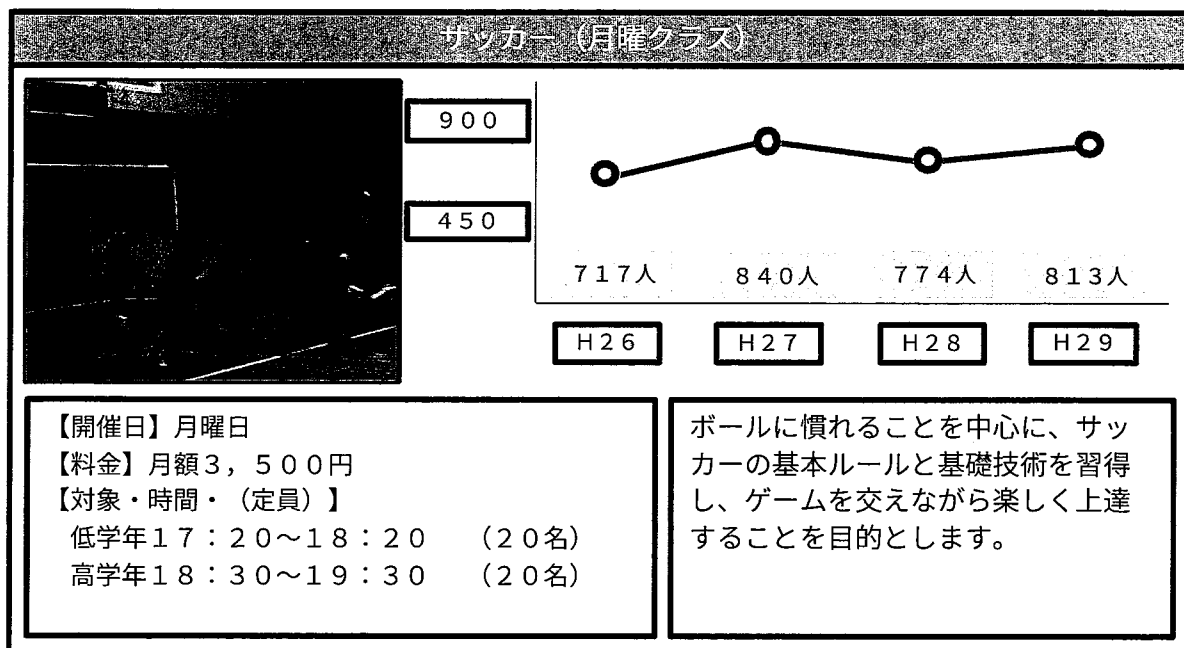
基本的な移動運動、操作運動、平衡技能を楽しみながら自然と身につけていくことを目的とします。

～現状の分析～

教室内容としては木曜クラスと同じ。参加者人数はやや減少傾向にある。当館の他の教室と合わせて参加する生徒もいる。

～第4期指定管理期間の展望～

木曜と比較し、月曜クラスの人数は少ない傾向にあるため効果的な広報を行う必要がある。子どもの成長段階に合った指導を継続して行います。

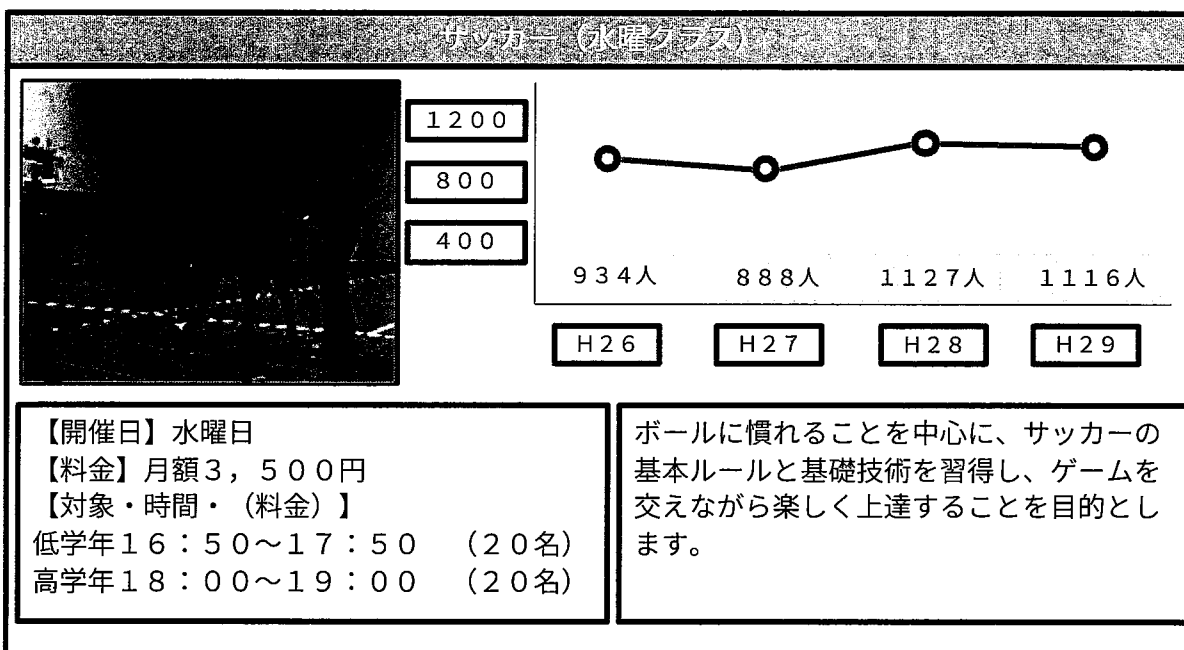


～現状の分析～

どの年度も参加人数が安定している。他のサッカークラブに参加している生徒も多数みられる。技術やマナーの向上に力を入れている。

～第4期指定管理期間の展望～

水曜クラスと比べた場合、定員に余裕がある。水曜クラス希望者に月曜クラスをおすすめするなど人数の確保に努める。



～現状の分析～


当館の中でもっとも参加人数が多い。平成27年度に定員数を増やしたことにより増加傾向にある。特に低学年クラスは常に定員に達している状況である。

～第4期指定管理期間の展望～

体育館スペースの問題もあり定員数の変更は難しいが、クラスを増やすなどの対応を検討します。

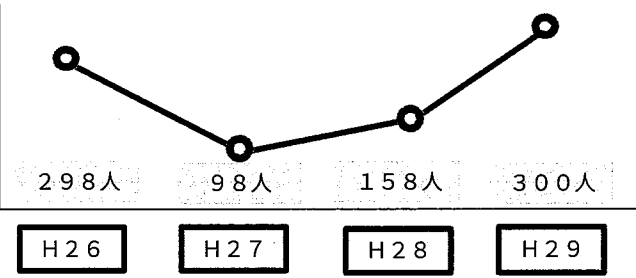


### 女子サッカー



300

150



298人	98人	158人	300人
H26	H27	H28	H29


【開催日】木曜日  
 【料金】月額3,500円  
 【時間・(定員)】  
 16:50~17:50 (16名)

サッカーの基本ルールと基礎技術を習得し、ゲームを交えながら楽しく上達することを目的とします

～現状の分析～  
 小学校低学年の参加者が多く、平成27年度以降は参加者も増加傾向にある。初めてサッカーを経験する参加者が多いのでボールに慣れることから始めている。

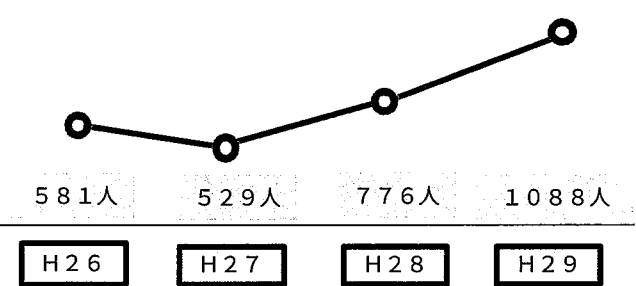
～第4期指定管理期間の展望～  
 他の施設にはない女子に限定したサッカー教室なので効果的なアピールを行い、人員を確保したい。

### 新体操



1100

550



581人	529人	776人	1088人
H26	H27	H28	H29

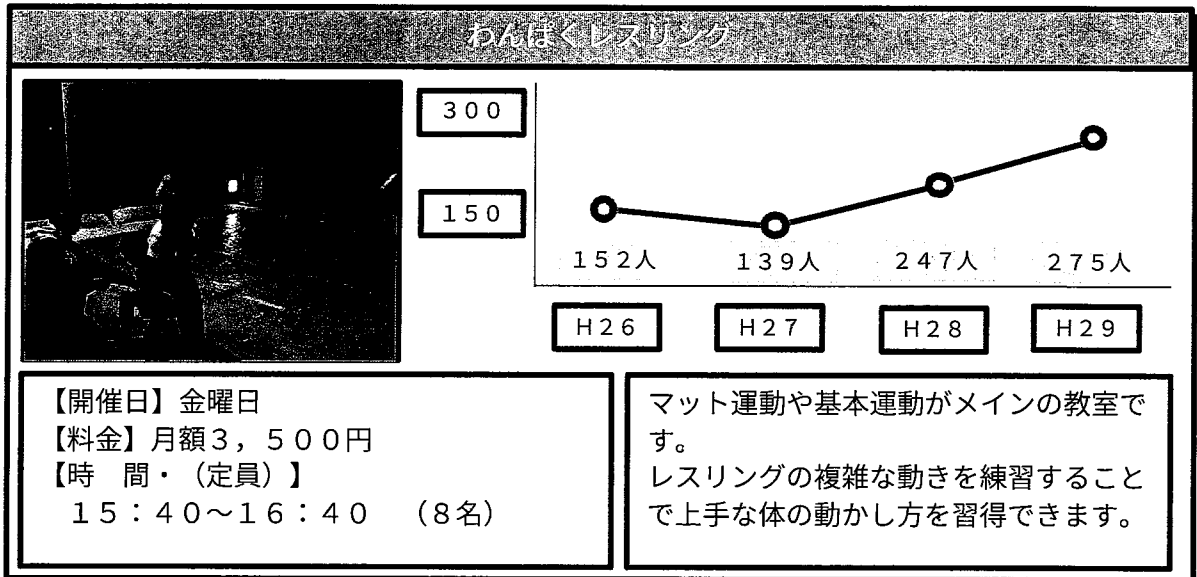
【開催日】水曜日  
 【料金】月額3,500円  
 【対象・時間・(定員)】  
 低学年 18:00~19:00 (15名)  
 高学年 18:45~19:45 (15名)

リズム感を養い、新体操についての基本技術、柔軟性の習得とジュニア選手の育成を目的とします。

～現状の分析～  
 平成27年度に定員数を増やしたことでより増加傾向にある。低学年、高学年共にほぼ定員に達している。

～第4期指定管理期間の展望～  
 お客様のニーズに合わせて定員数をさらに増やすか、クラス枠を増やす等の対策を検討します。



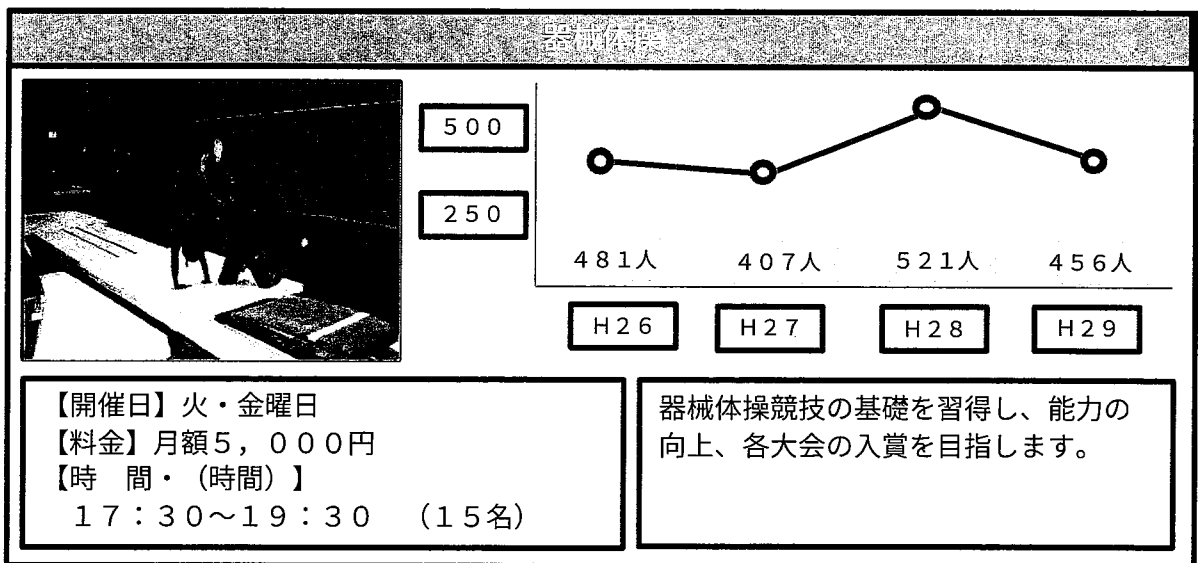


## ～現状の分析～

勧誘や口コミにより平成27年度より増加傾向にある。  
 兄弟での参加が多く安定した参加人数を確保している。

## ～第4期指定管理期間の展望～

平成30年度に女子が参加したことにより今後女子児童の増員を目指します。  
 身体能力アップ、礼儀や礼節を身に着けられるような教室にしていきます。



## ～現状の分析～


一般募集はしておらず体操・体育教室から選抜された選手育成コース。  
 参加者数の変動は少ない。

## ～第4期指定管理期間の展望～

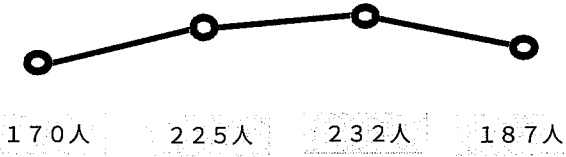
体操教室からメンバーを勧誘し、人員を確保します。  
 県内大会等に積極的に参加し入賞を目指す。

成年期からの運動・スポーツ活動充実のための教室の実施

メタボ撲滅



300
150



170人	225人	232人	187人
H26	H27	H28	H29

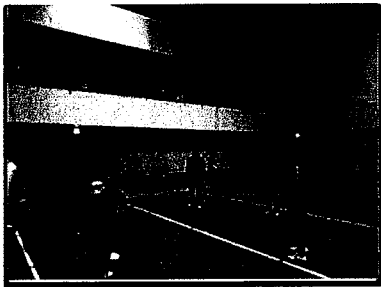
【開催日】 火曜日  
 【料金】 月額3,500円  
 【時間・(定員)】  
 20:00~21:00 (12名)

フィットネス器機等を利用し、有酸素運動により脂肪の燃焼と循環器系の強化を図ることを目的とします。

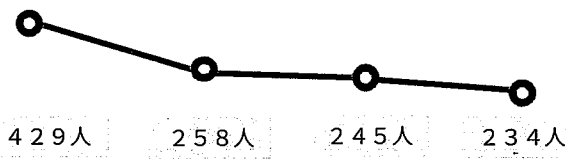
～現状の分析～  
 ダイエットや体力維持を目的とした参加者が多い。  
 日常生活のなかでの体の使い方、いつでもできるトレーニングを指導しています。

～第4期指定管理期間の展望～  
 ダイエットや筋力アップを目的とした参加者が多く、トレーニングだけでなく知識も提供してより満足度の高い教室運営を心掛けます。

フットサル



500
250



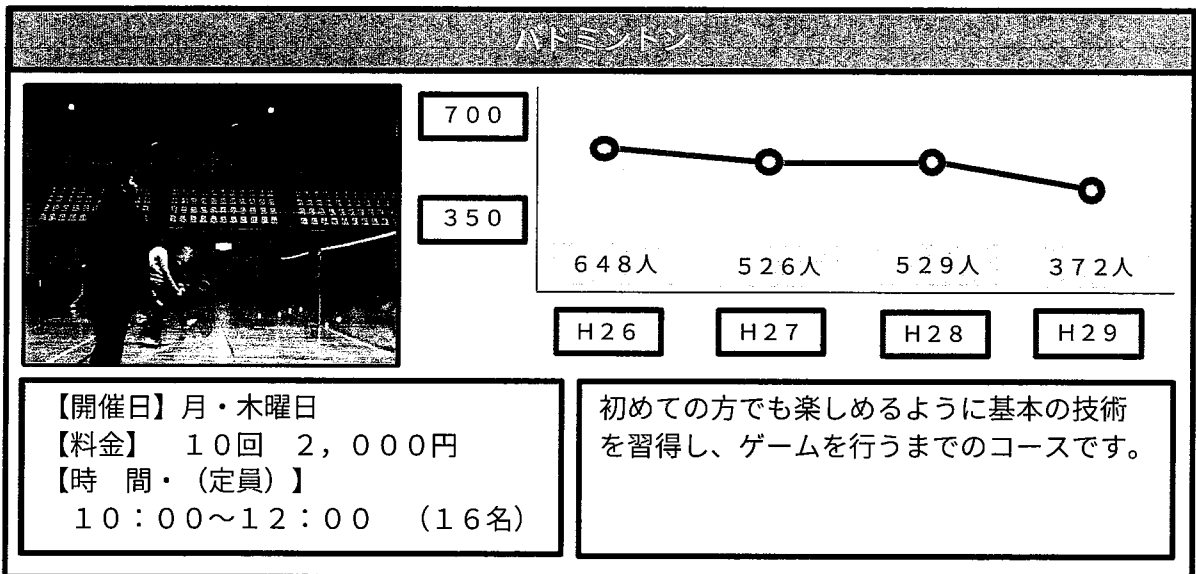
429人	258人	245人	234人
H26	H27	H28	H29

【開催日】 月曜日  
 【料金】 月額2,000円  
 【時間・(定員)】  
 20:00~22:00 (15名)

男女、初心者、経験者を問わず楽しくフットサルをして、上達を目指しながら交流することを目的とします。

～現状の分析～  
 フットサルを通して運動不足の解消、体力維持や交流の輪を広げたいなどの目的を持った参加者が多い。  
 平成27年度以降は継続者により安定した参加人数となっている。

～第4期指定管理期間の展望～  
 男性参加者が多いため、女性でも参加できることを広報していきます。自由な雰囲気仲間とスポーツを楽しめる環境をつくりまます。

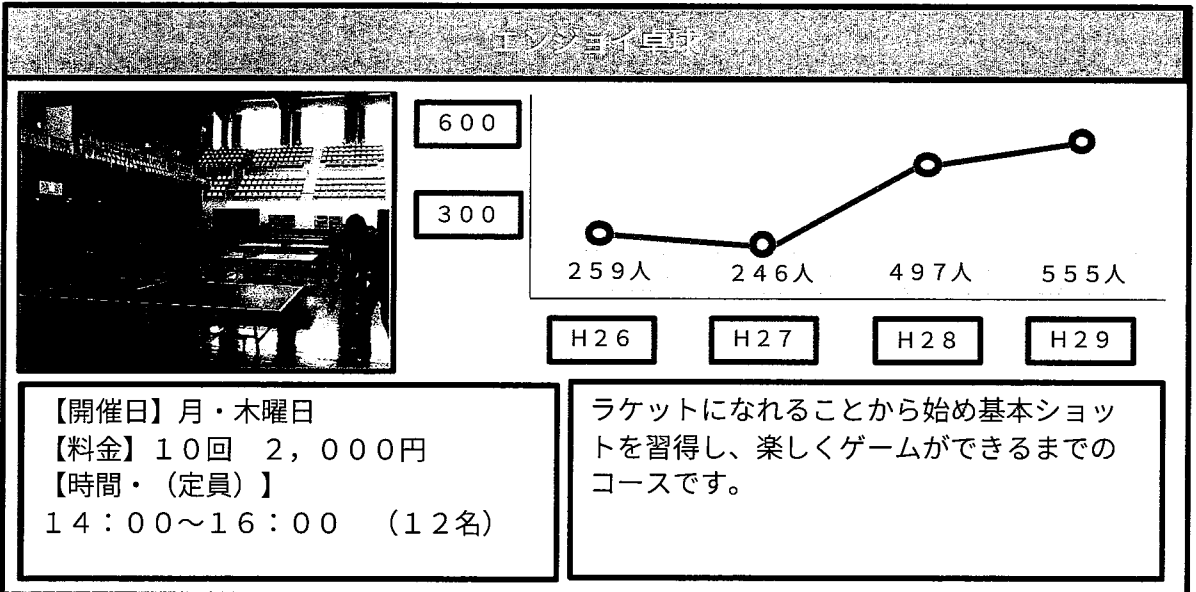


～現状の分析～

常連者が多く、アンケートによる評価も高い。  
 年齢層も30代から70代と幅広く継続して参加される方が多い。

～第4期指定管理期間の展望～

初心者を対象とした教室であることから、バドミントンを経験したことのない方に興味をもってもらえるよう広報します。継続者はスキルアップし、毎年行う館長杯での勝利を目指します。

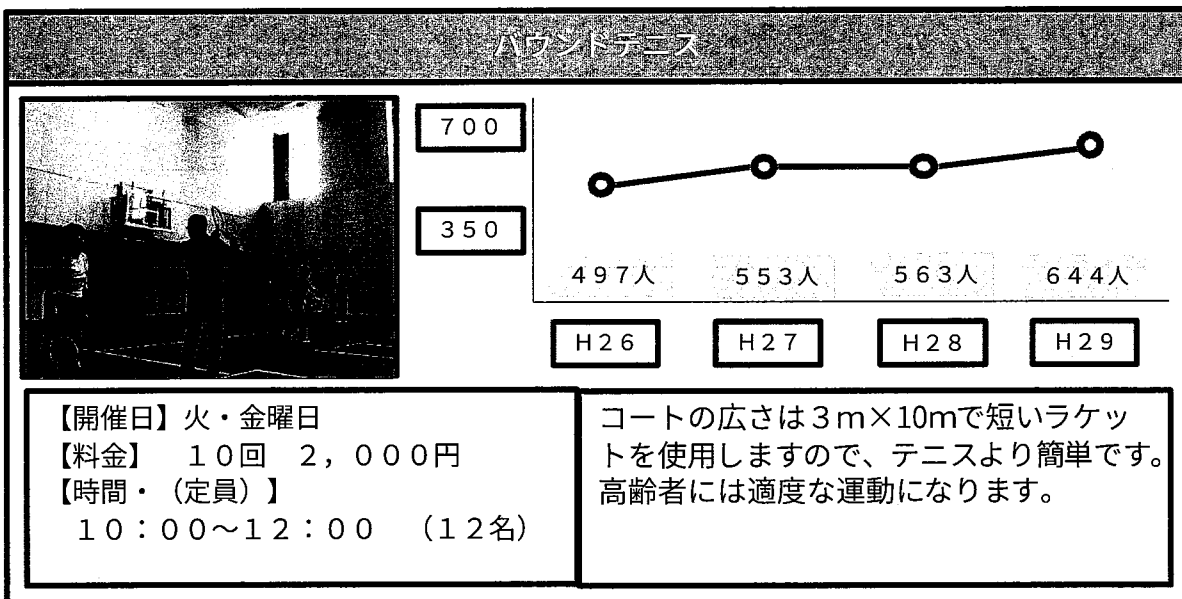


～現状の分析～

募集案内や参加者の口コミなどにより参加人数が年々増加傾向にある。個人の体力レベルに合わせた運営が好評を得ている。

～第4期指定管理期間の展望～

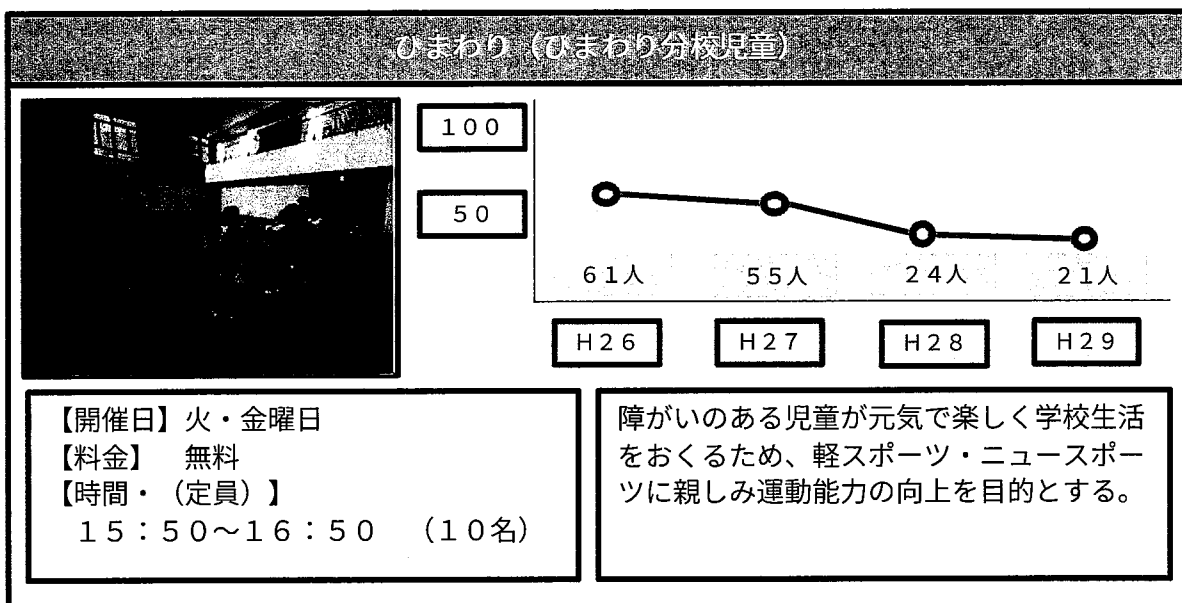
初心者、経験者を問わず卓球を楽しむよう環境作りを行います。1人でも多く愛好者が増えるよう広報展開していきます。



～現状の分析～  
 短期スポーツ教室で一番参加者の多い教室です。  
 高齢者にとって負担が少なく、継続して参加される方が多数である。

～第4期指定管理期間の展望～  
 参加者の目的は様々であるため、ストレス解消、健康増進やスキルアップなど個人に沿った指導を心掛けます。

障がいのある子どもに対する運動機会の提供のための教室の実施



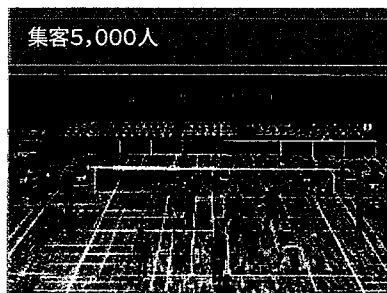
～現状の分析～  
 鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校の児童を対象とした教室であるため人数は減少傾向である。(生徒の卒業など)毎年、楽しみにしているといった声が生徒、引率の先生から多数ある。

～第4期指定管理期間の展望～  
 児童低学年から高学年まで合同で行う教室であるため運動能力を考慮し、安全で、安心してスポーツに取り組めるよう開催します。

## ② 全国大会等の誘致

「みる」スポーツ活動を県民に周知、推奨し、スポーツ活動への興味・関心や参加意欲を高めるため、本会66加盟競技団体との協力・連携し、バドミントンS/JリーグやバスケットボールBリーグなどトップレベルの試合を誘致します。

平成29年度主なスポーツ大会	
全国大会	全日本社会人ボクシング選手権大会
中国大会	中四国ブロックスポーツ祭典卓球大会 中国地区レディースバドミントン大会 中国中学校体操選手権大会 他4大会
県大会	鳥取県春季総合バドミントン選手権大会 鳥取県ジュニア体操選手権大会 全国卓球選手権大会鳥取県予選 他18大会
西部地区・米子市	米子室内テニス選手権大会 西部地区中学校新体操予選 西部社会人バドミントン大会 他26大会
トップアスリート関連	バドミントンS/Jリーグ米子大会 WJBL(バスケットボール女子日本リーグ) Bリーグ(日本プロバスケットボールリーグ)



バレーボールVリーグ



バドミントンS/Jリーグ



バスケットボールBリーグ

鳥取県立米子産業体育館  
館長 濱田和久様

拝啓 師走の候、貴館ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、格別のご高配を賜り、心よりお礼申し上げます。

さて、この度第六十九回全日本社会人ボクシング選手権大会並びに第十六回全日本女子ボクシング選手権大会に際しまして多大なるご協力を賜り、感謝申し上げます。

おかげさまで、試合運びに支障を来すことなくスムーズな大会運営を行うことができました。

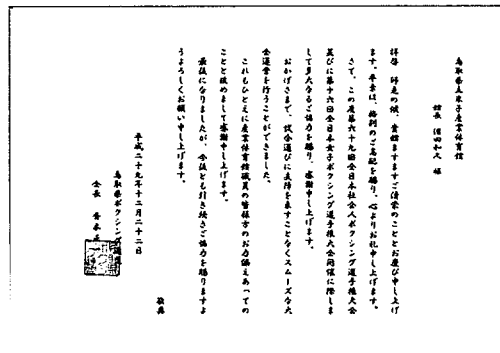
これもひとえに産業体育館職員の皆様方のお力添えあってのことと改めまして感謝申し上げます。

最後になりましたが、今後とも引き続きご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

平成二十九年十二月二十二日

鳥取県ボクシング連盟  
会長 齊木正一



鳥取県ボクシング連盟様からいただいた礼状

鳥取県立米子産業体育館  
館長 濱田和久様

拝啓 新春の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、この度のBADMINTON S/J LEAGUE 2017米子大会に際しましては、格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。お蔭さまで盛会のうちに無事大会を終えることが出来ました。

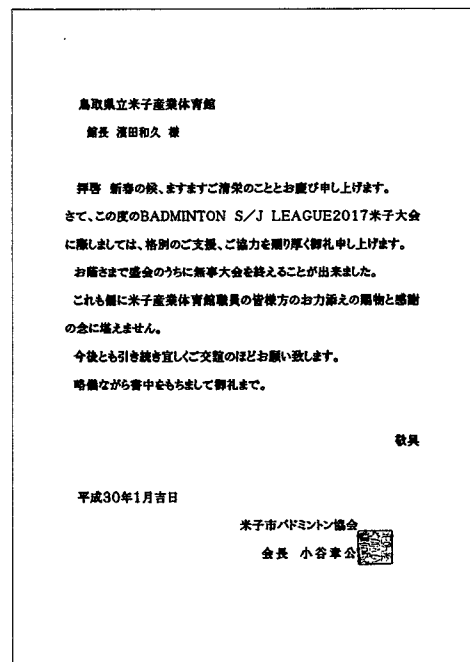
これも偏に米子産業体育館職員の皆様方のお力添えの賜物と感謝の念に堪えません。

今後とも引き続き宜しくご交誼のほどお願い致します。

略儀ながら書中をもちまして御礼まで。

敬具

平成30年1月吉日  
米子市バドミントン協会  
会長 小谷章公

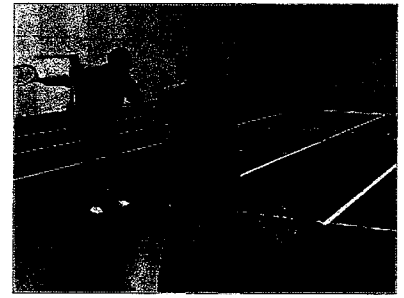


米子市バドミントン協会様からいただいた礼状

### ③ 誰でも安心して参加できるスポーツ教室及び活動支援

#### 誰でも安心して参加できるスポーツ教室及び活動の支援

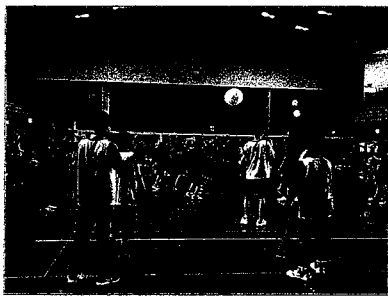
年齢や、障がいの有無に関係なく誰もが取り組みやすいスポーツ・レクリエーションやニュースポーツなどの教室を実施します。



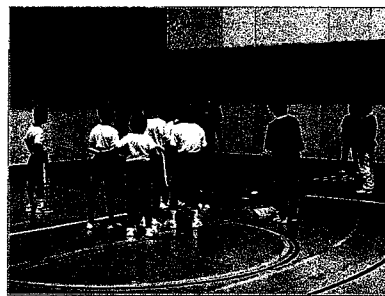
バウンドテニス教室

#### ・鳥取県障がい者スポーツ協会との連携

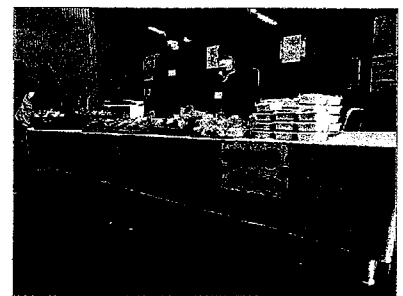
- ・職員の障がい者スポーツ指導員資格の取得を推進し障がいを理解した指導者を確保します。
- ・障がい者スポーツの普及のために、鳥取県障がい者スポーツ協会・スペシャルオリンピックス日本鳥取設立準備委員会が主催する大会や講習会等に指導者を派遣します。
- ・障がい者支援事業所がおこなっている出張販売（手作りパン、手作り製品等）を受け入れ、障がい者の就労支援をおこないます。



風船バレーボール大会に審判員を派遣



障がい者スポーツ協会と連携した教室の運営



障がい者支援事業所がおこなっている手作りパンの販売

### ④ トップアスリートの招へい

本県にトップアスリートを招へいすることによりスポーツへのきっかけ作りや競技人口の拡大に繋がります。

トップアスリートによる演技会や指導を開催することにより子供たちに夢や感動を与え、本県のジュニア育成に取り組みます。



山陰合同銀行バドミントン部による指導  
平成 29 年 3 月



大山加奈選手によるバレーボール教室  
平成 29 年 3 月

- ・2020年 東京オリンピック・パラリンピックに向けて、鳥取県・加盟競技団体をはじめとした関係機関と連携し合宿地誘致に取り組みます。

平成29年度実績

- ・ジャマイカオリンピック協会会長クリストファー・サミュエル氏と協会関係者の現地視察と事前キャンプ実施に必要な情報提供に協力。(11/7)

### ⑤ 競技団体がおこなう強化合宿等支援

公益財団法人とっとりコンベンションビューローの「合宿助成金制度」を利用することで、県内外の大学などの合宿誘致につなげます。

合宿の誘致により宿泊にともなう経済効果により、地域経済の活性化にも協力します。

平成29年度 合宿誘致実績
同志社大学剣道部 強化合宿 (8/1～8/4)
大阪教育大学剣道部 強化合宿 (8/14～8/17)
関西大学卓球部 強化合宿 (9/5～9/7)



とっとりコンベンションビューロー合宿助成金チラシ



大阪教育大学強化合宿

### ⑥ 出張指導

地域のスポーツの普及・振興のため、要請等により指導員を学校や公民館などに派遣し、出張指導します。



出張メタボック解消教室





## ⑦ 鳥取県や関係団体との連携

- ・学校体育、スポーツ活動の充実について、体育館の予約状況に応じ、クラブ活動での減免適用をおこないます。

生涯スポーツの充実についてはスポーツ教室の実施、競技スポーツの総合的な向上については関係団体と連携し、スポーツ活動意欲の喚起を促し、全国や世界で活躍できる競技者を輩出できるよう育成に取り組みます。

各年の学生への施設料減免実績（スポーツ行事、部活等）

	減免件数（施設）	減免料金合計
平成 26 年度	5 5 4 件	3 7 9 , 0 8 0 円
平成 27 年度	6 2 6 件	4 5 0 , 4 4 0 円
平成 28 年度	6 1 0 件	4 5 5 , 3 9 0 円
平成 29 年度	6 0 9 件	4 7 2 , 2 8 0 円

- ・競技団体からの要請に応じ、有資格の職員をコーチ、監督として大会等に派遣します。  
(再掲)

平成 29 年度 職員派遣実績
第 52 回鳥取県高等学校総合体育大会に職員を審判員として派遣。(3 日間)
第 56 回中国高校レスリング選手権大会に職員をコーチ・審判員として派遣。(3 日間)
第 72 回国民体育大会選手強化事業に職員をコーチとして派遣 (8 日間)
鳥取県ふうせんバレーボール大会に職員を審判員として派遣。
第 72 回国民体育大会鳥取県選考会並びに選手強化合宿に職員 2 名を大会総務委員・強化コーチ、大会役員・総合支援コーチとして派遣。(3 日間)
鳥取県レスリング協会－江原学園交流事業に職員をコーチ・引率として派遣。(5 日間)
第 33 回全国高校生グレコローマン選手権大会に職員を引率・コーチとして派遣。(4 日間)
第 72 回国民体育大会に職員を帯同トレーナーとして派遣。(7 日間)

- ・生活習慣病対策分野における健康づくりの目標となる資料等の広報活動や、メタボリックシンドローム対策の教室の開催をおこないます。
- ・スポーツを実践する上で栄養の摂取は不可欠なものです、わたしたちは、鳥取県栄養士会(スポーツ栄養)と連携し、相談窓口で受けた栄養に関する質問への回答はもとより、スポーツ栄養の情報を提供するとともに、スポーツ教室に取り入れ、お客さまの健康増進をおこないます。



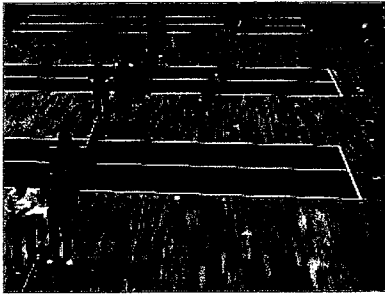
メタボリック撲滅教室

## ⑧ 地域や親子の交流促進

スポーツの普及に関する大会・イベントを実施し親子や地域の交流の促進に取り組みます。

- ・館長杯スポーツ大会（バドミントン・バウンドテニス）

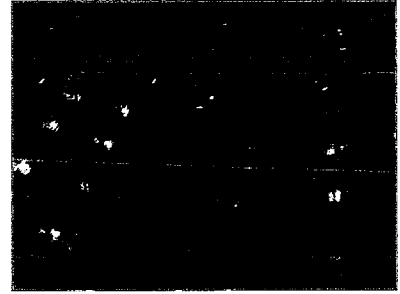
スポーツを始めたばかりの方から親子まで気軽に参加できる「きっかけ」づくりの大会として、館長杯スポーツ大会を開催し、親子や地域の交流に取り組みます。



館長杯バウンドテニス大会



館長杯バウンドテニス大会



館長杯バドミントン大会

- ・親子ふれあいレクリエーション大会

親子ふれあいレクリエーション大会は、親子の絆を深めながら、楽しめるレクリエーション大会を実施します。

鳥取県体育保健課の勧める遊びの王様ランキングのなかの遊びの種類から選択し、記録賞についても申請していきます。



- ・県民が生涯にわたってスポーツに親しむために「支える（育てる）人」にも着目し、地域人材を活かしたスポーツ教室にするためにスポーツボランティアとして活躍の場の提供に取り組みます。

### (3) 産業の振興及び事業

#### ① 商工・関係団体との連携による産業振興の推進

鳥取県将来ビジョンにある県内の産業の活性化の取り組みや事業者の新たな市場の開拓に向けた取り組みの促進を図ります。

- ア 関係団体と適切な利用調整をおこない、公共性を確保し展示会開催日程を確保
- イ ダイレクトメールでの連絡施設空き状況の連絡など積極的な展示会誘致活動
- ウ 展示会開催に向けた催事打ち合わせ調書を活用した打ち合わせ

平成 29 年度における営利目的利用（イベント・展示会等）誘致実績

営利目的利用（展示会等）	期間	利用施設	集客数
ミヨン産業 住宅関連展示会	4 / 6～8	大体育館	6,060人
ヤマゼン 工作機械展示会	6 / 15～20	大体育館	3,000人
中国電力 電化住宅機器展示会	12 / 1～3	大体育館	2,000人
他13件			



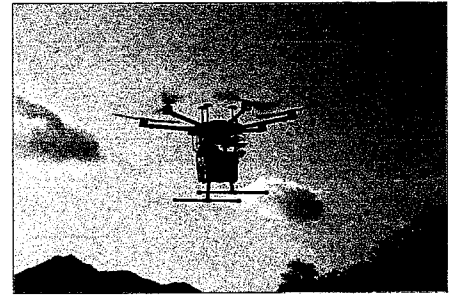
平成 29 年度 その他の主な営利目的利用（展示会等）	
小体育館	エコフェスタ（ガス機器展示・提案会） 鉄道忘れ物リサイクル市 保育園・幼稚園遊具展示会 他76件
中会議室	住宅デザイン展 ハーレーダビッドソン展示会 他376件



## ② 新たな産業振興に向けての取り組み

### ア 産業用ドローン(小型無人機)の施設使用について研究します。

ドローン(小型無人機)については、総務省事務局「ドローンの現状」(平成28年2月25日)によると、「我が国の産業用無人機の市場規模としては2015年の16億円から、2020年には186億円、2022年には406億円に急増する見込み」とされ、その用途としては、「2015年には農薬散布用途が約70%を占めるが、以降、整備・点検、測量等の市場が大きく拡大する見込み」とされています。



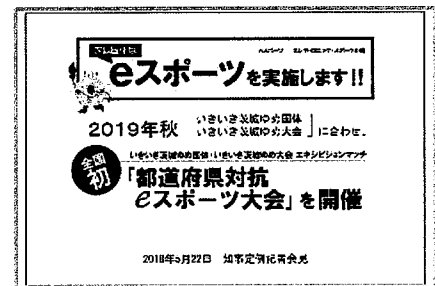
総務省HPより

また、民間企業と地方自治体が協力した災害時における山岳地区との通信中継、携帯電話中継等の実証実験や、経産省による無人航空機による安全な物流事業の実現に向けた実証実験など実導入に向けた取り組みが行われているほか、無人航空機の飛行ルール(国土交通省)等、国によって安全面等様々なルール作りが進んでいます。

今後産業利用の拡大が見込まれることから、講習会や展示会場の提供の場として産業振興を目的にする施設利用について関係する法令や計画、環境整備等について研究します。

### イ エレクトロニクススポーツ(E-SPORTS)の施設使用について研究します。

エレクトロニクススポーツ(以下E-SPORTS)は、2019年茨城国体で、文化プログラムのひとつとして競技会が実施を予定している他、2022年アジア大会の正式種目として決定している種目であり、東京オリンピックや経済産業省が打ち出す成長戦略“クールジャパン”においても期待されており、情報社会に生まれたスポーツとして、文化的な側面と次世代の人材育成の効果も併せ持っています。



茨城県知事定例記者会見資料より

E-SPORTSの施設使用について関係する法令や計画、環境整備等について研究します。

#### ●eスポーツの特徴と現状

- ① 年齢、性別、ハンディキャップの有無にかかわらず、対等に競い合える。
- ② 世界のeスポーツ競技人口は1億人以上。今後ますます広がる市場。
- ③ 2018年が日本では本格的なeスポーツ元年。
- ④ FIFAは2018年夏にeワールドカップを開催。
- ⑤ 2022年アジア競技大会(中国・杭州)でeスポーツが正式競技に決定。
- ⑥ 2024年パリ五輪招致委員会がIOCにeスポーツ採用を要望。

### ③ 地域振興会に参加

米子産業体育館は、ケヤキ通りの中心部に位置し、毎年、ケヤキ通り祭のメイン会場として定着、地域の活性化につながるなど、活動の拠点となっております。

当館は、米子ケヤキ通り振興会（注）と連携し、清掃活動を実施するなどして、会員相互の親睦をはかることにより、この会の活動を応援していきます。

（注）ケヤキ通り振興会

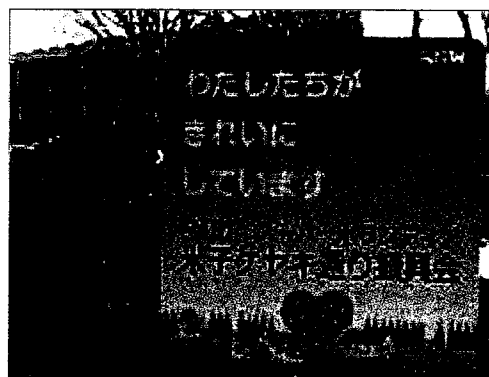
ケヤキ通りをシンボルとし、美化活動、ウォーキング大会、お祭りの開催など、たくさんの地域づくり事業に取り組む地域を代表するまちづくりの団体です。



ケヤキ通りの様子



地元商工会と連携したケヤキ祭りの開催  
産業体育館駐車場の利用



商工会と協力し、清掃活動をおこないます。

## 8 障がい者が暮らしやすい社会づくりの推進

鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（通称：あいサポート条例、平成 29 年 9 月 1 日施行）による基本的な考え方にのっとり、「障がいを知り、共に生きる」をスローガンに、障がい者が利用しやすいサービスを提供し、障がい者が働きやすい環境を整備するとともに、県などが実施し推進するその施策に積極的に協力していきます。

### (1) 障がい者が利用しやすい施設運営を実現するための取り組み

障がい者が利用しやすい施設運営を実現するために、当館ではさまざまな取り組みをおこなうことで、より利用しやすい施設にしていきます。

#### ① 基本的な考え方

障がい者が暮らしやすい社会づくりに向けた取り組みは次に掲げる事項を基本とします。

##### ●基本的な考え方

- 1 全ての県民が障がい及び障がい者に対する理解を深めること。
- 2 障がいを理由とする差別の解消を図ること。
- 3 障がい者本人が望む適切なコミュニケーション手段その他情報を取得する手段を選択することができるよう支援を充実させることにより障がい者情報アクセシビリティを保障すること。
- 4 災害時であっても障がい者が安全かつ安心な生活を営むことができるようにすること。
- 5 地域社会において、障がい者が自分らしく安心して生活することができるようにすること。

② 具体的な取り組みについて

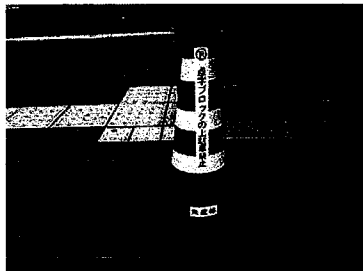
障がい者が利用しやすい施設運営を実現するために、当館ではさまざまな取り組みをおこなうことで、より利用しやすい施設にしていきます。(再掲)

●障がい者に優しい施設づくりへの取組

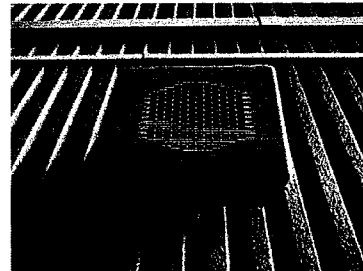
 <p>「障がい者のための国際シンボルマーク」</p>	 <p>「耳マーク」</p>	 <p>「ハート・プラスマーク」</p>	 <p>「ほじょ犬マーク」</p>
 <p>「身体障がい者標識」</p>	 <p>「聴覚障がい者標識」</p>	 <p>「盲人のための国際シンボルマーク」</p>	 <p>「オストメイトマーク」</p>
 <p>「ヘルプマーク」</p>	 <p>「サポートマーク」</p>	 <p>「あいサポート運動」</p>	 <p>「みんなの声かけ運動」</p>
 <p>「白杖SOSシグナル普及啓発」</p>	 <p>「ハートフル駐車場」</p>	 <p>「鳥取県福祉のまちづくり条例整備基準適合証」</p>	 <p>「公共サービス窓口における配慮マニュアル」</p>



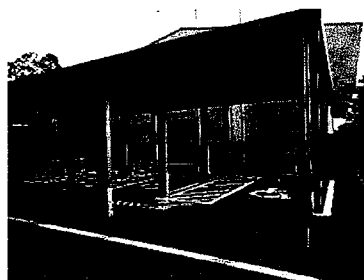
車いす等で利用するスロープやその出入りをする所には、通行を妨げるような物を置いたり自動車、自転車等を止めたりすることがないよう注意をはらいます。



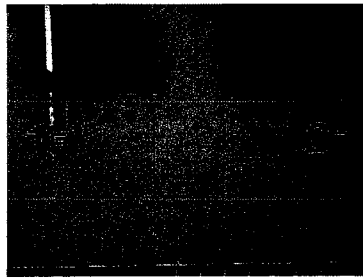
誘導点字ブロックについてもスロープと同様の配慮をします。



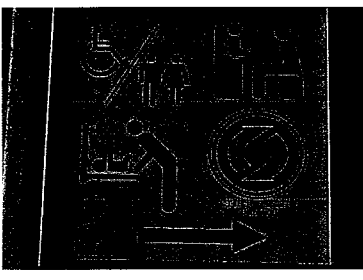
音声誘導装置が正常に作動することを定期的に点検します。



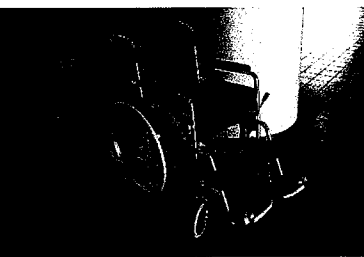
障がい者用駐車スペース（ハートフル駐車場）を確保します。



館内案内には、点字による案内図も併記しています。



「ピトグラム・UDフォント」  
誰もが一目で施設や施設設備を理解できるよう、わかりやすいピクトグラム（絵文・絵単語）などのサイン、UDフォントなどを活用します。



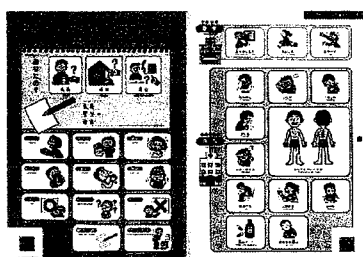
「車いすの設置」

車いすを設置し、必要な時にいつでもだれでもつかえるようにします。また、いつでも使えるように、日常の点検をおこないます。



「手話会話」

職員が簡単な会話を手話でできるように、手話研修などに参加し、誰でも利用しやすい施設を提供できるように努めます。



「受付でのユニバーサル対応」

いつでも・誰でも安心して利用できるよう、受付にコミュニケーション支援ボードを設置し、障がいの有無などにかかわらず、スムーズなやり取りがおこなえるように活用します。また、筆談ボードや老眼鏡なども設置します。



## ア 障がいを知り、共に生きる社会の実現に向けた取り組み

まずは職員が障がいを知ることから始めます。障がい者との交流会や講習会などに積極的に参加、協力することを推進し、様々な障がいがあることを知ることによって、その手助けができるようにつとめます。

現指定管理期間にも「障がい者スポーツ指導員」の資格取得講習会、ふうせんバレー審判員などに職員を派遣しており、次期指定管理期間にも積極的な参加・協力を推進します。

## イ あいサポート運動への積極的な取り組み

本会は、平成 21 年 11 月に鳥取県で始まった「あいサポート運動」を積極的に推進するため、平成 22 年 6 月 8 日に「あいサポート団体」として認定されています。

今後も当館職員に「あいサポートバッジ」の着用を義務づけ、障がいのある方に気軽に声をかけられる環境をつくるよう心がけていきます。

## ウ 職員をあいサポートメッセンジャーとして登録

あいサポート運動の推進役となる「あいサポートメッセンジャー」の養成研修会に職員を派遣し、あいサポートメッセンジャーとして登録します。

当館のあいサポートメッセンジャーを通じて、職場内におけるあいサポーター研修などを充実させ、障がいへのさらなる理解、お互いの人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現を目指します。

## エ あいサポーター研修

外部へのあいサポーター研修への参加、あいサポーター研修に参加した職員を講師に職員研修を積極的に実施することにより、日常生活のなかで、障がいのある方が困っているときなどに少しでも手助けができるように活動していきます。

### ●あいサポーター宣言

- 1 わたしたちは、多様な障がいの特性を理解し、お互いが分かり合えるように努めます。
- 2 わたしたちは、日常生活で障がいのある方が困っている場面を見かけたら声をかけ、手助けを行います。
- 3 わたしたちは、あいサポートバッジを身につけ、気軽に声をかけやすい環境をつくりまします。
- 4 わたしたちは、「あいサポート」の仲間の輪を広げ、共に生きるよろこびを伝えます。



### オ 啓発用ちらしを館内掲示しての啓発活動

あいサポート運動の啓発用ちらしを館内に掲示することにより、当館をご利用いただくお客さまにも広くあいサポート運動を知っていただくために、「あいサポート運動」の周知、啓発をおこないます。



あいサポート運動啓発ちらし

### カ ヘルプマークの啓発

「あいサポート条例」のなかで、県民または事業者は、配慮や支援が必要であることを周囲に知らせる「ヘルプマーク（東京都が平成 24 年制度創設）」を着用している方に対して、その当事者の方の求めに応じて必要な支援等をおこなうことが定められています。

当館でも「ヘルプマーク」を見かけたら声掛けをおこなうなど、思いやりのある行動がすぐにとれるようにするため、ポスター掲示などの啓発をおこないます。



ヘルプマークの啓発

### キ 鳥取県手話言語条例への取り組み

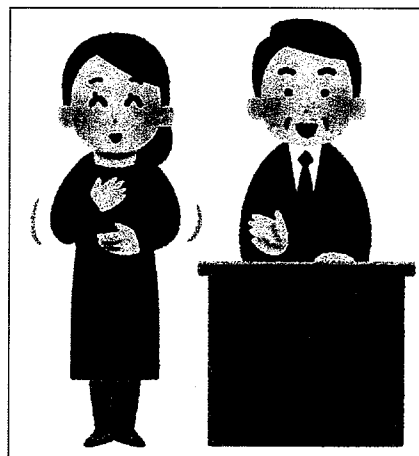
あいサポート運動発祥の地である鳥取県で、ろう者とろう者以外の者とが意思疎通を活発にすることがその出発点であり、手話がろう者とろう者以外の者とのかけ橋となり、ろう者の人権が尊重され、ろう者とろう者以外の者が互いを理解し共生する社会を築くため、鳥取県手話言語条例（平成 25 年 10 月 11 日施行）が制定されました。

#### (ア) 手話を学ぶ機会の確保

積極的に手話を学ぶ機会を確保するため、あいサポーター研修をはじめとした「あいサポート運動」を推進します。また、外部の手話研修への参加や内部での職員研修をおこなうことで、簡単な手話のあいさつなどができるようにしていきます。

### (イ) 手話通訳者の活用の研究

手話通訳者を活用することで、当館が次期指定管理期間に実施するイベントなどにろう者が参加しやすい環境を整え、ろう者とろう者以外の者が一緒に参加できる機会をつくれるよう研究します。



手話通訳者の活用研究

### (ウ) スマートフォン・タブレットを活用した手話導入の研究

スマートフォンの音声認識機能や UD トークなどのアプリケーションを活用して、ろう者との意思疎通や手話会話が簡単におこなえるよう研究します。また、職員研修などに利用することにより、簡単に手話研修ができるように研究します。

## ク 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等からの物品、役務の調達

障がい者就労施設からの物品購入を推進するため、障害者優先調達推進法の趣旨にのっとり、現指定管理期間である平成26年度から29年度までの4年間に40万円を超える物品調達をおこなっています。次期指定管理期間にも引き続き障がい者就労施設からの物品調達を推進します。

指定管理期間における障がい者就労施設からの物品購入実績			
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
109,581円	69,876円	113,076円	135,756円
物品購入総額			428,289円

また、社会全体における若年労働力の大幅な減少が予想されることから、地域における安定的な労働力の確保のため、高齢者労働力の活用（高齢者の雇用機会の創出）を図りシルバー人材センター等からの役務の調達をおこないます。

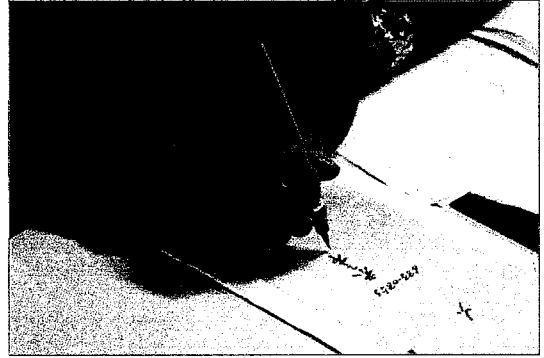
#### ●シルバー人材センター等に役務調達する場合の一例

- 1 駐車場などの屋外清掃
- 2 除草作業
- 3 チラシ配布
- 4 賞状、式次第書き（毛筆・硬筆筆耕）





除草作業の役務調達(イメージ)



毛筆筆耕の役務調達(イメージ)

## ケ 障がい者又は高齢者の就労機会の確保

障がい者又は高齢者(65歳以上)の就労機会の確保、拡大をはかるために、障がい者及び高齢者の直接雇用を推進します。

### (ア) 障がい者又は高齢者の直接雇用の推進

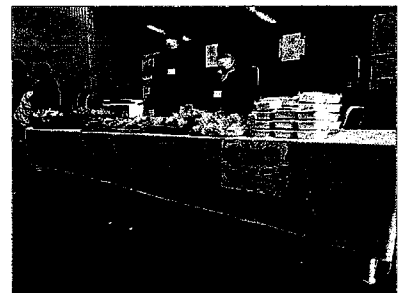
当館では現在、11名の職員のうち65歳以上の高齢者を1名雇用していることから、次期指定管理期間にも引き続き施設の管理運営に従事することを希望する場合には雇用を継続します。

また、該当の職員が雇用継続を希望しなかった場合には、障がい者や高齢者といった障がいの有無や年齢などにとらわれない雇用をおこない、障がい者や高齢者の雇用確保につとめます。



65歳以上職員の雇用

(イ) 障がい者の就労支援障がい者支援事業所がおこなっている出張販売(手作りパン、手作り製品等)を受け入れ、障がい者の就労支援をおこないます。(再掲)

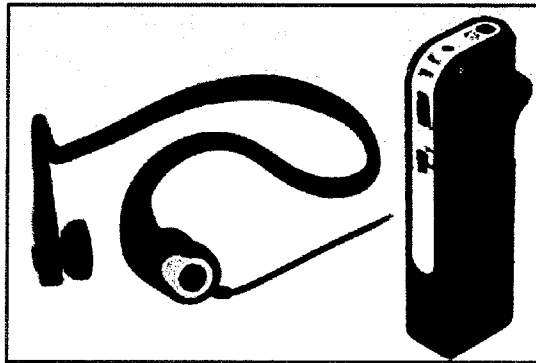


障がい者支援事業所がおこなっている手作りパンの販売

コ 障がい者にやさしい施設利用の推進

(ア) 骨伝導集音器の導入の研究

骨伝導集音器（骨伝導イヤホンと集音器のセット）を設置し、受付時に利用することで、鼓膜に障がいがあることに起因する難聴の方はもちろん、高齢者の方等が安心して受付ができるよう導入を研究します。



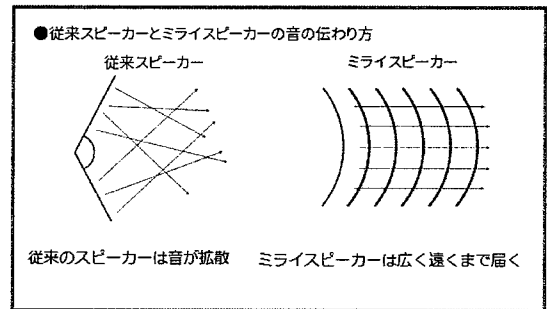
骨伝導イヤホンと集音器(イメージ)



受付窓口での骨伝導集音器の利用

(イ) ミライスピーカー導入の検討(再掲)

ミライスピーカーは、従来のスピーカーに比べて音が広く遠くまで届くという特性をもちます。当館で開催する講演会やイベント等で「音のバリアフリー」環境を実現し、お客さまの聴こえをサポートできるように導入を研究します。



ミライスピーカーとの音の伝わり方比較

(ウ) 鳥取県のおこなう遠隔手話サービス導入と関係整備を関係機関と検討します。

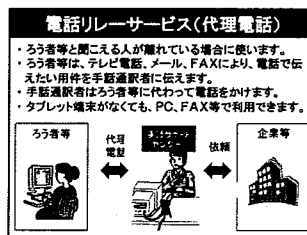
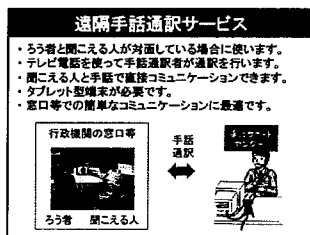
ICTを活用した遠隔手話通訳サービス・電話リレーサービス

○遠隔手話通訳サービス(平成25年12月～)

- ▶ タブレット型端末のテレビ電話機能を通じて手話通訳者が画面越しに通訳を行い、ろう者と聞こえる人のコミュニケーションを図る仕組みです。
- ▶ 短時間の用事や急に必要に迫られた場面など、手話通訳者の派遣を頼みにくい場面で便利に利用できます。

○電話リレーサービス(平成27年4月～)

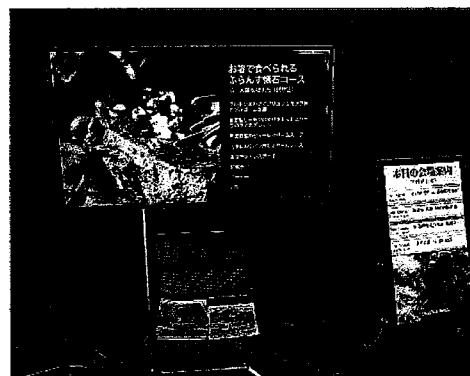
- ▶ 手話通訳者がろう者等に代わって電話をかける仕組みです。



聞こえない・聞こえづらい方は  
窓口職員とのコミュニケーションに  
遠隔手話通訳サービス  
(利用可能時間 8時30分～17時30分)  
音声文字変換システム  
(職員の声を表示します)  
をご利用いただけます  
鳥取県

(エ) デジタルサイネージの導入(再掲)

障がい者等に配慮した火災時等の情報伝達を目的とするデジタルサイネージを導入します。



(オ) 補助犬のサポート(再掲)

「補助犬は障がい者の身体の一部でありそれを拒むことは障がい者の社会生活を否定することにもなる」ということが、多くの人々の共通認識となるようにつとめます。身体障がい者補助犬法が社会に浸透していくように、啓発活動や募金活動に取り組みます。

(カ) ウェブアクセシビリティの確保

総務省から、バリアフリーなウェブコンテンツを作成する方法を提示し、障がいのある人がインターネットのウェブへ容易にアクセスできるようにすることを目的とした、ウェブアクセシビリティに関する指針が策定されています。

当館では平成 30 年 7 月に、この指針にそって HP をリニューアルしました。



・本会ウェブアクセシビリティ方針

本会では、「年齢や障がいの有無を問わず、誰にとっても分かりやすく利用しやすいホームページの実現」を目指し、ホームページのアクセシビリティの向上につとめています。

2016 年 3 月 22 日に改正された JIS X 8341-3:2016 「高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第 3 部：ウェブコンテンツ」に基づき、アクセシビリティ方針を定めています。

●本会ウェブアクセシビリティの対象範囲

本会ホームページおよび管理施設ホームページ

- 鳥取県体育協会ホームページ：<http://www.sports-tottori.com/>
- コカ・コーラボトラーズジャパンスポーツパーク：<http://www.fuse-sportspark.com/>
- 県立鳥取産業体育館・県営鳥取屋内プール：<http://t-santai.undo.jp/>
- 県立倉吉体育文化会館：<http://kurabun.tottori-sf.net/>
- 県立米子産業体育館：<http://y-santai.tottori-sf.net/>
- 県立武道館：<http://www.budoukan.jp/>

### ・例外事項

以下の事項については対象範囲外とします。

- |   |   |
|---|---|
| 1 | <p>●PDFファイル<br/>可能な限り達成基準に配慮して作成いたしますが、現状ではすべてのPDFファイルへのウェブアクセシビリティへの対応は、情報量および技術的な観点から困難なため、対象範囲に含めません。</p>      |
| 2 | <p>●動画を掲載するページ<br/>動画ファイルについては、可能な限りテキストでの代替情報を提供いたしますが、現状ではすべての動画ファイルへのウェブアクセシビリティ対応は困難なため、当該ページは対象範囲に含めません。</p> |

### ・目標及び達成する期限・適合レベル

本会ウェブアクセシビリティの目標及び達成する期限と適合レベルは以下のとおりです。

- |          |   |
|----------|---|
| ①期限      | 2019年3月31日  |
| ②PDFファイル | JISX8341-3:2016の適合レベルAAに準拠<br>「適合レベルAAに準拠する」という表記は、情報通信アクセス協議会ウェブアクセシビリティ基盤委員会「ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン」で定められた表記により、適合レベルAに準拠することに加え、適合レベルAAの達成基準を満たすことを意味します。 |

### ・追加する達成基準

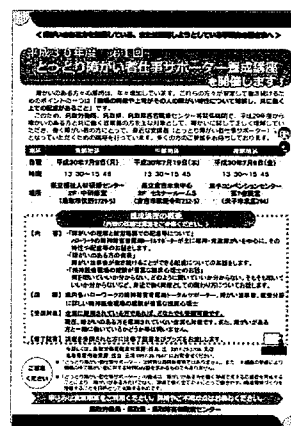
レベル AAA の達成基準のうち、次の2つにも対応します。

2.1.3	キーボード（例外なし）の達成基準（コンテンツのすべての機能をキーボードで操作できるようにします）
2.3.2	3回のせん（閃）光の達成基準（1秒間に3回以上の頻度で点滅することがないようにします）

### （キ）障がい者仕事サポーターの配置

鳥取労働局・鳥取県・鳥取障害者職業センターが主催する「とっとり障がい者仕事サポーター養成講座」を受講し、障がい者仕事サポーターを配置します。

当館では、障がいに関して正しく理解し、働く障がい者の方にとって身近な支援者（とっとり障がい者仕事サポーター）となって、障がいがある方だけでなく、現場で働くすべての人にとって働きやすい職場環境づくりを推進します。



養成講座募集チラシ



## (2) 障がい者スポーツの普及振興に係る事業・取り組み

本会は障がい者スポーツの普及振興に係る事業・取り組みにより、障がいを持つ方が鳥取県スポーツ推進計画の特徴である「障がい等を問わず誰もが適性等に応じてスポーツに参画する」ことができるよう積極的に推進していきます。

### ① 基本的考え方

障がい者スポーツの普及振興のための取り組みは次に掲げる事項を基本とします。

#### ●基本的な考え方

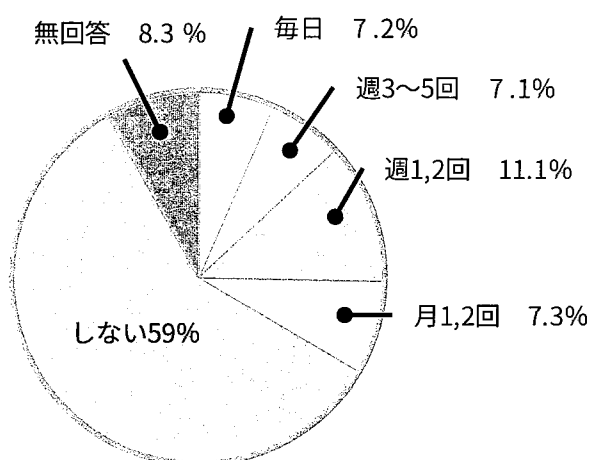
- 1 障がい児のスポーツ活動の推進
- 2 障がい者のスポーツ活動の推進
- 3 障がい者と障がいのない人が一緒に行うスポーツ活動の推進
- 4 障がい者スポーツに対する理解促進
- 5 障がい者スポーツの推進体制の整備等

### ② 障がいのある方のスポーツ実施率

障がいのある方のスポーツ実施率について、鳥取県福祉保健部障がい福祉課がおこなった、「平成26年度鳥取県障がい者の実態・ニーズ調査の結果」によると、しないが59.0%と最も多く、次いで週1, 2回11.1%となっています。また、スポーツをしない理由について、疲れやすいが16.9%と最も多く、次いで興味なし12.1%、種目無し10.7%、きっかけなし9.3%となっています。



## ●障がいのある方のスポーツを行う頻度



・スポーツを行う頻度について、しないが59.0%と最も多く、次いで週1, 2回11.1%となっている。

・スポーツをしない理由について、疲れやすいが16.9%と最も多く、次いで興味なし12.1%、種目無し10.7%、きっかけなし9.3%となっている。

## ●スポーツをしない理由

疲れやすい	16.9%
興味なし	12.1%
できる種目無し	10.7%
きっかけ無し	9.3%
設備不十分	0.8%
仲間がいない	5.5%
時間無し	7.6%
移動困難	6.7%
お金掛かる	6.2%
施設無し	3.9%
情報無し	2.9%
指導者なし	1.5%
その他	9.8%
無回答	6.1%

(スポーツを行う頻度でしないを選択した方のみ回答)

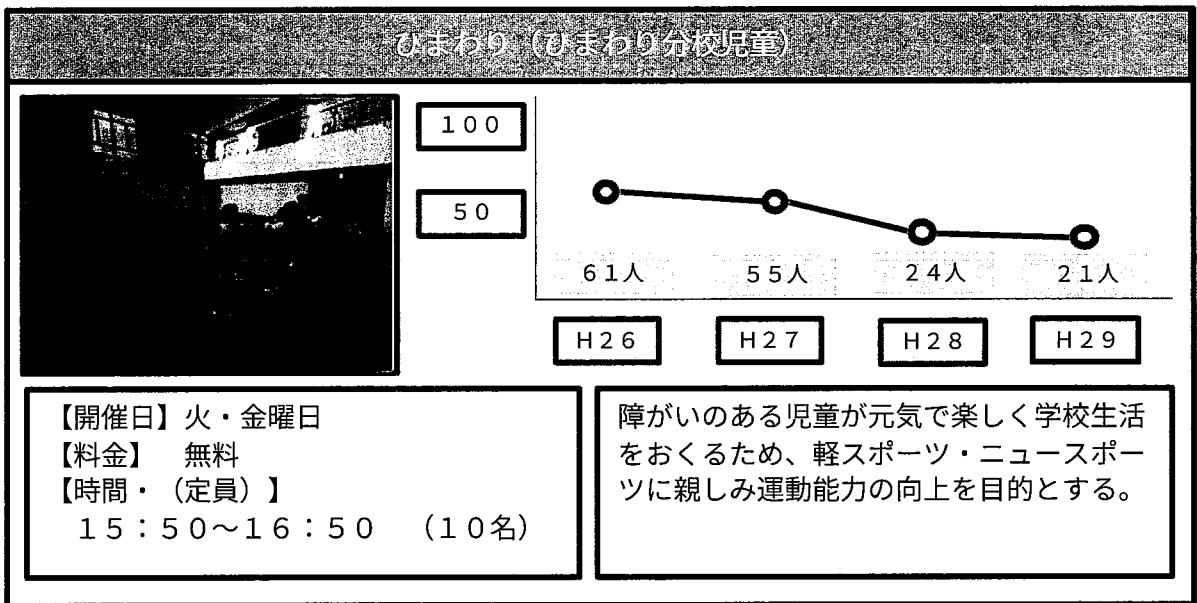
◀「平成26年度鳥取県障がい者の実態・ニーズ調査の結果」より▶

## ③ 具体的な取り組み

## ア スポーツ教室の提供(再掲)

障がい児が早い時期にスポーツを「知る」きっかけを作るため障がい児を対象としたスポーツ教室を開催します。





～現状の分析～  
 鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校の児童を対象とした教室であるため人数は減少傾向である。（生徒の卒業など）毎年、楽しみにしているといった声が生徒、引率の先生から多数ある。

～第4期指定管理期間の展望～  
 児童低学年から高学年まで合同で行う教室であるため運動能力を考慮し、安全で、安心してスポーツに取り組めるよう開催します。

イ 東京オリンピック・パラリンピックの合宿地誘致（再掲）

障がい者がオリンピック・パラリンピアン等と接しスポーツに興味関心を持つ機会を提供するために、2020年 東京オリンピック・パラリンピックに向けて、鳥取県・加盟競技団体をはじめとした関係機関と連携し合宿地誘致に取り組みます。

平成 29 年度実績

・ジャマイカオリンピック協会会長クリストファー・サミュエル氏と協会関係者の現地視察と事前キャンプ実施に必要な情報提供に協力。(11/7)